

JAバンク

埼玉ひびきの農業協同組合

=JA埼玉ひびきのをもっと知っていただくために=



プロフィール (単体ベース)

(令和7年3月31日現在)

埼玉ひびきの農業協同組合 (JA埼玉ひびきの(愛称))

設立日	平成9年4月1日		
本店所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目14番1号		
出資金	2,026百万円		
店舗等の状況 (令和7年3月現在)	本店 1	支店 6	営農経済センター 3 農産物集出荷場 3 農産物直売所 5 農機自動車センター 1 カントリーエレベーター 1 ライスセンター 2 米保管用低温倉庫 2
従業員数	274名		

・総資産	165,759百万円
・貸出金	23,548百万円
・貯金*1・譲渡性預金	158,766百万円
・純資産	5,707百万円
・経常利益	△360百万円
・当期剰余金*2	△330百万円
・自己資本比率(単体)	17.21%

*1 貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

*2 当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

株式会社JAひびきのファーム

設立日	平成30年10月1日
本店所在地	埼玉県児玉郡美里町大字木部327番地1
出資金	40百万円
店舗等の状況 (令和7年3月現在)	本店 1
従業員数	5名

・総資産	34百万円
・純資産	6百万円
・経常損失	14百万円
・当期純損失	14百万円
・自己資本比率(単体)	19.48%

※ 本誌に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

※ 本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

目 次

	ページ
ごあいさつ	1
J A 綱領	2
経営方針	3
J A 埼玉ひびきのと地域社会	8
農業振興活動	9
地域貢献活動	10
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	15
トピックス	16
【資料編】	18
J A 埼玉ひびきのの沿革（あゆみ）	123
店舗等一覧 （株式会社JAひびきのファームの営業店舗等を含む。）	124
開示項目一覧	125

ごあいさつ



組合員および地域の皆様には、平素より私どもJA埼玉ひびきのをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当JAは第28期の決算を迎えました。本ディスクロージャー誌では、令和6年度のJA埼玉ひびきのの業績、経営課題への取り組みや経営方針などをご紹介いたします。本誌を通じて皆様の私どもに対するご理解を一層深めていただけましたら幸いです。

当該事業年度は社会・経済・農業分野で様々な変化が発生し、当組合でも大きな試練を迎えた年度となりました。

国内ではインフレが進行し、日銀の金融政策転換によって「金利のある世界」が到来したことで経済環境に大きな変化が起きました。当組合においても保有する有価証券の含み損対処のため、総代会決議を経て対応を行い、平成26年度に発生した大雪災害以来の事業損失を計上することとなりました。

各事業を振り返りますと、販売事業では令和6年産米概算金の大幅な上昇にもかかわらず米の集荷率減少、冬季の乾燥による一部農産物の収量減少等の影響を受けたものの、持続した市場連携や直接取引の販路維持により例年並みの事業収益を確保できました。直売所事業は、農産物の品質向上や定期的なイベント開催等で収益の大幅な増加となり経済事業の牽引役となりました。販売事業総利益は前年対比110.4%、計画対比114.2%となりました。

購買事業は、TAC職員による担い手経営体・中核的担い手への提案巡回を軸にして、大型規格農薬や生分解マルチ等の資材取扱いを増加させたほか、葬祭事業においてペット火葬の取扱いを開始しました。購買事業総利益は前年対比112.2%、計画対比108.5%となりました。

信用事業は年金獲得やメインバンク化、非対面取引の拡充を進めた結果、個人貯金は33億77百万円の増加、貸出金は14億59百万円の増加、投資信託残高は5億47百万円の増加となり、事業収益は前年対比103.1%、計画対比104.3%を確保できた一方、金利の上昇による調達コストの増加、有価証券含み損への対応として7億70百万円の売却費用等が要因となり、信用事業総利益は前年対比19.9%、計画対比19.9%となりました。

共済事業では未保障世帯へのアプローチ強化や3Q活動の実践を継続し、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障を提供した活動を展開しました。結果、共済事業総利益は前年対比101.6%、計画対比102.5%となりました。

事業全体の成果として、事業総利益は有価証券対応により前年対比69.0%、計画対比68.8%の13億87百万円。事業管理費については人件費の上昇等がありましたが、その他の費用を抑制して前年対比100.5%、計画対比97.5%の19億4百万円となり、差引では5億17百万円の事業損失となりました。経常損失は3億6百万円、当期損失金は3億67百万円となり、大変厳しい経営結果となりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。組合員の皆さまにご心配をおかけしたことを真摯に反省するとともに、改めて役職員一同、必死に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

代表理事組合長

五十嵐 雅樹

J A 綱領

1. J A 綱領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。私ども J A 埼玉ひびきのグループは、次に記す「J A 綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しております。

J A 綱領 ーわたしたち J A のめざすものー

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2. J A 綱領の解説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に応えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表によりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間と共に、広く情報を収集し、共に学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

経営方針

I. 基本方針

JA埼玉ひびきのは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員、地域の利用者とともに歩み、対話を通じて、不断の自己改革に取り組み、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現を目指しています。

地域の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の高騰に加え、ロシアによるウクライナ侵略の長期化や、米国トランプ新政権による政策等の影響を受け、農業生産資材をはじめとする物価は高止まりしており、食料安全保障のリスクが高まっています。また国内では、基幹的農業従事者の減少・高齢化の進行は止まらず、耕作放棄地・荒廃農地の拡大も継続しております。

一方、国連が令和7（2025）年を2度目の国際協同組合年（IYC2025）に定め、持続可能な開発における協同組合の貢献を評価する等、協同組合に対する社会からの期待は高まっています。

こうした環境変化のなかで、組合員、担い手、地域の利用者の期待に応えるとともに、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献を基本目標としたJAグループの自己改革を実践し、協同活動と総合事業の好循環を今後も創り出すための当期事業計画を設定します。

1. 経営理念

JA埼玉ひびきのは、持続可能な農業と地域社会の発展に貢献します

私たちJA埼玉ひびきのは、自己改革の実践を通じて、「持続可能な農業」と「地域社会の発展」に貢献するため、組合員や地域住民の期待に応える経営を行います。

2. 経営戦略

① 食料・農業戦略

次世代の担い手確保や多様な農業者への支援、環境へ配慮した農業の推進により農業生産基盤を支え、JAの総合事業を通じて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現し、安全・安心な国産農畜産物の安定供給を行って食料安全保障に貢献します。

② 組織基盤強化・地域活性化戦略

組合員の意思反映に向けた対話に取り組むとともに、組合員の願いを把握し、協同活動と総合事業を通じて組合員との関係強化を図ります。また「持続可能な地域の未来づくり」実現に向け、地域活性化と持続的発展に貢献します。

③ 経営基盤強化戦略

将来にわたり組合員・利用者ニーズに応え、価値提供をしていくために、不断の自己改革やデジタル活用を通じ、財務・収支の改善をはかることで持続可能な経営基盤の確立に取り組みます。また、高度なガバナンス・内部統制の構築に取り組み、信頼される組織・業務運営を進め

ます。さらに、価値提供の土台となるJAの組織・経営基盤強化のためには、原動力となる役職員の力が重要です。一人ひとりの役職員が最大限役割発揮できるよう、多様な職員が働きやすい、働きたいと感じる職場づくりに取り組みます。

④ 広報戦略

当JA管内で13万人を超える消費者に向けて、協同組合の役割や価値に対する理解情勢を図るための情報発信に取り組みます。また、食料・農業・農村基本法の改正をふまえた「食料安全保障の確保」「適正な価格形成」に向けた消費者の理解醸成および行動変容に向けた情報発信に取り組みます。

3.経営戦略に向けた職員のテーマ

「一致団結」

役職員が心を一つにして、組合員と共に持続可能な未来づくりを目指そう。

Ⅱ．事業方針及び事業実施計画

1．指導事業

事業方針

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献を自己改革の最重点課題と位置づけ、組織一丸となって取り組みます。

また、JAグループが掲げる「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合の役割発揮」を重点的に取り組みます。

これを踏まえ「農業者の所得の増大」に向け、担い手経営体に出向く体制の整備・拡充をはかり、雇用を必要とする担い手農家への支援、新技術や政策メニューの迅速な情報提供を行い、関係部門で共有しながらJA総合事業の強みを最大限に発揮し、JA一体となって担い手経営体の支援に取り組んで参ります。

農業分野でもSDGsを意識し環境に配慮した資材の提案、また省力化によるコスト低減策などの提案を行い、生産者ニーズに合った技術提案を行います。

生活関連では、安心して豊かな暮らしづくりを実践するため、地域のふれあい活動の実施、子ども食堂への支援など、青年部・女性部と連携し、積極的な地域貢献活動を行います。

2．信用事業

事業方針

組合員の世代交代や人口減少・高齢化の進展が進むなか、JAを取り巻く環境はより厳しさを増しております。また、日本銀行の金利政策の見直しにより“金利ある世界”が現実となるなかで、JAが長期的に成長していくためにも、安定的な収益性と健全性の確保は必要不可欠となります。

このような中、JAに対しては、持続可能な農業振興と、地域社会の発展へより一層の役割発揮が期待されており、10年後のJAグループの目指す姿の実現に向けて、内外環境の変化を受け容れ、

リアル（対面）接点とデジタル（DX）推進を融合した取り組みを進めていきます。

令和7年度は中期3か年計画の初年度として、〈金融仲介機能の発揮〉、〈接点の構築・充実〉、〈不断の取り組み〉を3つの柱として重点実践事項に着実に取り組みます。

3. 共済事業

事業方針

「相互扶助」の理念のもと総合保障の提供を通じて、将来に向けて組合員・利用者の豊かな生活を支えることを使命に、総合事業機能を発揮した「組合員・利用者との関係性強化、なかまづくり」を基本方針とします。

令和7年度は、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障充足活動を通じた事業展開を目指し、組合員の暮らしに寄り添う日常的な「接点・繋がり」を構築し、事業の垣根を超えて取り組むことにより、地域に向けた貢献活動を通じて新たなJAファンづくりと、組合員・利用者基盤の維持拡大に取り組みます。

また、組合員・利用者に選ばれるJAとして、満足度向上・専門性発揮に向けた職員育成強化と事務効率化に取り組み、お客さま本位の事業運営を行うとともに、不祥事未然防止に向けたコンプライアンス態勢の強化を継続的に取り組みます。

4. 購買事業

事業方針

豊かな暮らしと活力ある地域社会実現のため、生産・生活関連事業の強化に取り組み、地域住民や担い手経営体とJAの更なる信頼性を高めていきます。

購買事業では、スケールメリットを活かした資材調達強化に取り組むとともに、管内資源の有効活用や無駄のない施肥・農薬等の環境への配慮と経済性を考慮した資材の普及・推進を通じて、生産トータルコストの低減に取り組みます。

また、地域密着型の農産物直売所と連携し、地産地消を基盤とした食品事業を推進するとともに、組合員の生活を支える購買事業の充実を図ります。

農機・燃料事業では、組合員のニーズに応じた情報提供を行い、労働生産性の向上やコスト低減に寄与する事業運営を行います。

そして、次世代への対策として、相続・葬儀・年金・融資等の総合支援に取り組みます。

5. 販売事業

事業方針

国消国産の実践と農業者所得の向上に向け、消費者ニーズの多様化に対応した国産農畜産物の消費拡大を図るとともに、地域生産基盤の維持と直売所の活性化に向けた取り組みを行います。

米作においては、主食用米の安定確保を図るため、集荷数の取扱い拡大及び販路の開拓に向け努めてまいります。

青果物については、生産振興拡大と販売力強化が求められている中、農産物の販売チャンネルの多角化による、直接販売の取扱い拡大や重点市場と連携を強化した取り組みを進め有利販売に努めます。

農産物直売所事業では、地元農産物を中心に集客イベントを積極的に実施し、地域農業の活性化と

消費者満足度の向上に取り組みます。

また、ポイント会員サービスを導入することで次世代の利用者を拡大し、幅広い客層へ地元農産物の消費を促進します。さらに、地産地消の推進に加え、安全・安心な地元農産物のPRや生産拡大にも取り組みます。

Ⅲ．経営管理体制

1．経営管理計画

経営管理の重点事項

JAが組合員と対話を行い、准組合員を含めた組合員の意思反映及び事業利用についての方針と自己改革の具体的な方針を定め、持続可能な農業の確立と経営基盤の強化を行います。また、行政の監督指針や早期警戒制度を遵守しながら、全体および事業ごとの将来シミュレーションを踏まえた事業計画を策定します。

① 組合員との対話を通じた地域社会への貢献

組合員との対話を目的とした地区別説明会やふれあい委員会を継続実施し、より多くの意見を取り入れてJA運営に役立てるため、参加率の向上に取り組みます。また、外務デー活動や各種イベントでのアンケート結果をもとに、組合員だけでなく、JA利用者や地域住民からの声も反映した事業運営を行います。

② 内部統制の確立とコンプライアンス順守

内部統制システム基本方針に基づき、JA役職員全員が農協法や定款を遵守して不祥事の未然防止に取り組みます。コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス・プログラムを策定し、内部研修会や事業所巡回による体制の強化を図り、四半期ごとに進捗状況の確認・報告を行います。

③ 人材育成基本方針の策定と職員エンゲージメントの向上

職員採用にあたり、中途採用だけでなくカムバック制度や障害者雇用の拡充を図り、多様な働き方に応じた職員採用に努めます。また、「人材育成基本方針」を新たに策定し、人材（職員）を「資本」として捉えた「人的資本経営」に取り組みます。また、職員エンゲージメント調査を実施して、職員の職場環境改善、組合員ニーズへの対応および経営強化に取り組みます。

④ 組合員・利用者本位の業務運営への取り組み

共済事業における顧客本位の業務運営の取り組みだけでなく、全事業において適切な事業計画を策定し、監督指針の順守に向けて適切な事業推進を行うとともに、具体的な取組方針や取組状況を公表します。

⑤ マネロン・テロ資金供与対策および特殊詐欺等の被害の防止

マネロン・テロ資金供与対策あたり、継続的にリスク管理を行うことを目的とした「マネロン管理システム」を導入し、最新の顧客情報を集積したシステム管理を行います。また、年々増加する特殊詐欺等の根絶に向けた社会の実現を図るため、JAと警察署による「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結し、迅速な情報連携による被害拡大抑止・根絶に向けた取り組みの強化を図ります。

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組織であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

J A 埼玉ひびきのと地域社会

J A 埼玉ひびきのは、本庄市、上里町、美里町、神川町を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAでは、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉として、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

当JAは、組合員の皆さまや地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきます。

組合員の皆さま・地域のお客さま

うち組合員数:15,991人

※JAにおける「組合員」とは？
地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資格があります。また、組合員以外のお客さまへも一定の範囲内でJAのサービスをご利用頂けますので、お気軽にお声掛けください。

地域からの資金調達の状況

当JAでは、組合員・お客さまのニーズにお応えするため、懸賞金付定期貯金や公的年金お受取りの方を対象とした優遇金利定期貯金など特徴ある商品をご用意していますが、今後も新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

貯金・積金残高

158,766百万円

出資金 2,026 百万円
貯金・積金 158,766 百万円

地域への資金供給の状況 (貸出金に関する事項)

組合員・お客さまからお預かりした大切な貯金積金を、資金を必要とされている組合員、地域にお住まいの方や事業者の方々へ資金を適正に供給し、農業や地域経済の活性化に寄与しています。

貸出金残高

23,548 百万円

(単位:百万円)

組合員 20,045
地公体等 3,908
その他 29

*制度融資の実績

農業近代化資金 316

*農業支那融資商品

営農ローン/ 農機ハウスローンetc.

*個人向けローン、事業者向け融資についても各種ご用意しています。

文化的・社会的貢献に関する事項(地域との繋がり)

(1)「地域との共生」を基本理念に小さな活動から含言葉に、福祉、スポーツや地域活動等の活動を通じて文化的・社会的貢献活動を展開しています。

※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(2)利用者ネットワークとして、各種友の会や部会を設置し、さまざまな活動を展開しています。

※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(3)JAだより等の広報誌やホームページを通じて情報は提供やご意見を承っていますのでご利用ください。

<https://ja-hibikino.jp/>

JA埼玉ひびきの

常勤役職員274名
店舗数6店
ATM設置台数 13台
農産物直売所 5か所
営農経済センター 3か所
農機自動車センター 1か所
が「リソクソト」2か所等

貸出金

支援サービス

営農支援

貸出金以外の運用

に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益のためJA県信連預金や国債等の有価証券で運用しています。

JA県信連等預金残高	106,427百万円
有価証券残高	28,284百万円

組合員の皆さま・地域のお客さま

※計数は、令和7年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

農業振興活動

農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた取組み

JA埼玉ひびきのは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組んでいます。また、生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でJAの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組めます。

農業の担い手育成に向けた取組み

JA埼玉ひびきのは、「新たな食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）を踏まえ、将来の農業の持続的発展に向けて、農業担い手育成に、積極的に取り組んでいます。

また、農業担い手を金融面から支援するため、「担い手金融リーダー」の設置等、担い手金融機能強化に取り組めます。



○ねぎ・ブロッコリーの一元出荷協議会を設立

本庄、上里、南部（児玉、美里、神川）の3つの地区ごとに独立していたねぎとブロッコリー2つの野菜の出荷協議会を一体となった「ひびきの一元出荷協議会」が設立されました。

販売価格の向上や、資材価格の高騰などの産地抱える課題に対して管内一体となって取り組むためとともに、一大産地として競争力を高めること目的としています。

○新品種の提案

管内直売所では出荷者に対して昨年度からトウモロコシの新品種「ドルチェドリーム」等の栽培講習会を開催し、売上も伸びています。販促イベント等においても消費者から好評を得ています。



地域貢献活動

社会的責任や社会的貢献に対する考え方

J A埼玉ひびきのは、貯金や融資等の信用事業から共済事業、購買事業、販売事業、指導事業など、各種事業の展開を通じて、組合員の皆様への奉仕はもとより、地域の皆様に様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしてまいります。

また、当JAは、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域の各種行事や催事等への参画はもとより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取り組みをはじめ、JAの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆様をはじめ地域社会の皆様と一緒に歩んでいきたいと思っています。



○「ちゃぐりんフェスタ」を開催

夏休み期間を利用して次世代へ食農教育を伝えることを目的とした「ちゃぐりんフェスタ」を管内の4地区で開催し、合計で120名の児童が参加しました。

ブルーベリーの収穫体験や、消防車見学、健康体操などのレクリエーションを実施した他、連合女性部の協力で、女性部員が作った料理などを児童に提供しました。

○大人の食農教育「まなVIVA！」全国で初の開催

「全世代型食農教育」の実現に向けた取り組みである大人の食農教育「まなVIVA！」が全国に先駆けてJA本店「ひびきのホール」で開催され、イベントに応募した100名が参加しました。

「腸からキレイをつくる」をテーマとした今回は「椅子ヨガ教室」、「腸活レシピの料理デモンストレーション」や「ハーブ教室」などのプログラムが実施されました。



リスク管理の状況

1. リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、IT技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、JAを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、JAが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

JAが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。JAは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当JAでは、JAバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。

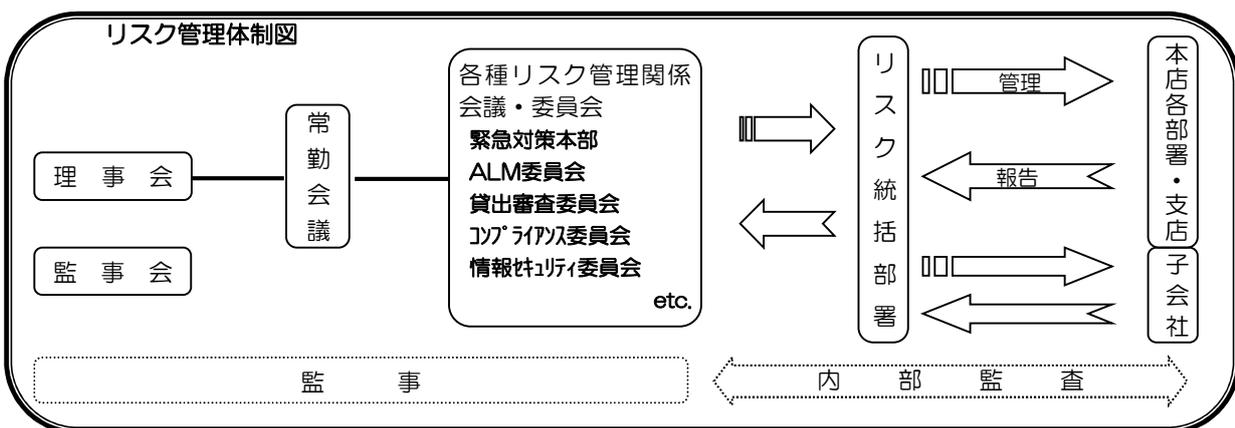
また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

このように、当JAをご利用する皆様が安心してお付き合いいただけるJAをめざして、日々リスク管理体制の向上に努めております。

リスク管理体制等（リスク管理基本方針）

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当JAでは、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆様方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。さらに、経営陣を含めた貸出審査委員会を開催して重要案件を審議しています。

この審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家の育成とともに、各役職に応じた実践的な教育研修プログラムを実施し、体制の強化に努めています。

● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当JAでは、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジ及び安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的報告を実施するとともに、経営陣を含めたALM委員会や運用会議等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

● オペレーショナルリスク管理

（オペレーショナルリスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

JA埼玉ひびきのグループでは、オペレーショナルリスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであるとともに、このリスク管理がお取引いただく皆様との日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えております。

当JA埼玉ひびきのグループでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取り組んでおります。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当JAでは、資金調達の構成や資金の流動性をALM委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統JAグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の誤った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当JAでは、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、JA埼玉ひびきのグループの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当JAでは、系統JAグループの全国システムにいち早く移行するとともに、重要なシステム導入に当たっては経営陣を含む特別委員会を設置するなどしてテスト経過などを慎重に検討しています。万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの2重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、JA埼玉ひびきのグループの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

2. コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、JAが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

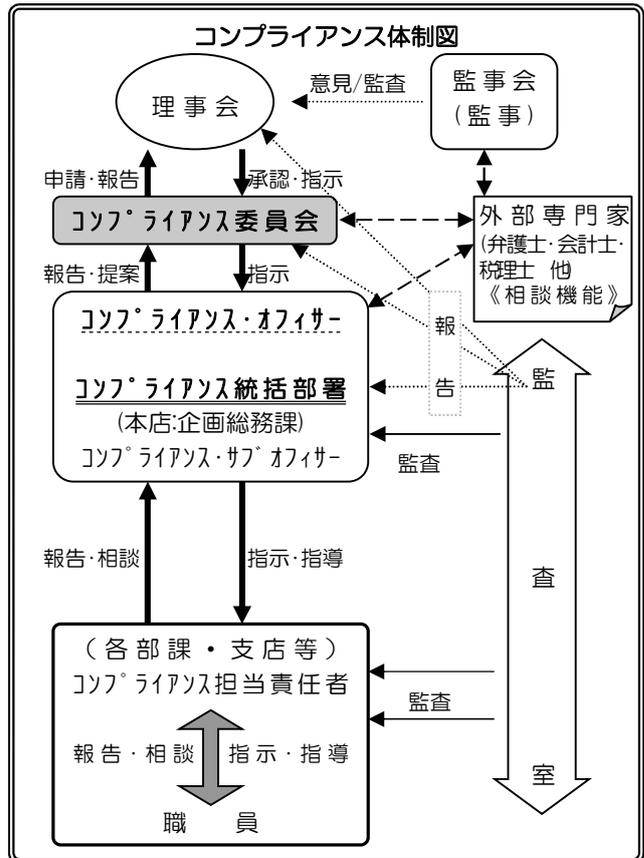
地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

当JAでは、代表理事組合長以下役職員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置づけ取り組んでいます。

コンプライアンス体制と運営

当JAでは、コンプライアンス統括部署を企画総務課として、経営陣を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、すべての部課室、支店等にコンプライアンス担当責任者を設置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役職員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを配布し周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。



3. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 電話：0495-24-7711（月～金 8時30分～17時30分）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

4. 内部監査

内部監査は、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

当JAでは、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、監査室を設置し、リスクの種類・程度に応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

また、JA埼玉ひびきのグループでは、同監査室が子会社についても計画的に内部監査を実施し、グループ全体の健全性確保に向けた取り組みを行っています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに合わせるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、17.21%となりました。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

令和7年度は新たに中期3ヶ年アクションプランを策定し「農業者の所得増大・農業生産の拡大・地域の活性化」と共に、「組合員との徹底的な対話」をテーマに掲げ、財務基盤強化のため更なる増資運動にも取り組んでおります。

(注) 以下で使用している用語については、84ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 資本調達手段の種類 普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額 2,026,799千円(前年度2,022,878千円)
(令和7年3月31日 現在)

*自己資本比率算定に用いた資本調達額の基準日を記入する。

トピックス



○高校生のための金融リテラシー教室

埼玉県立児玉高等学校普通科の3年生を対象に、社会で役に立つ金融リテラシーを身につけてもらうことを目的とした「金融リテラシー教室」を開催。JAと埼玉県信連の職員が講師となって金融リテラシーの必要性などを講義しました。

○新春マグロ解体ショーを初開催

アグリパーク上里直売所にて食と農への理解を深めてもらうことを目的とした「マグロ解体ショー」がJA管内では初めて開催されました。

捌かれたマグロの刺身が来場者に振舞われた他、希少部位をかけたジャンケン大会も開催されイベントは大盛況となりました。



○ひびきの結うYouツアー開催

1月14日から16日にかけて組合員・利用者を対象とした「ひびきの結うYouツアー」が開催されました。

正組合員から地域の利用者まで幅広く参加できるツアーとして企画され、参加者たちは大涌谷や小田原城などの名所を巡りました。

○上里低温倉庫建設

上里営農経済センター東側に新たな用地を確保し米麦保管用の低温倉庫が令和6年7月に竣工しました。

倉庫を整備する事で、米麦の品質維持と保管能力が向上し、農業生産拡大に寄与します。





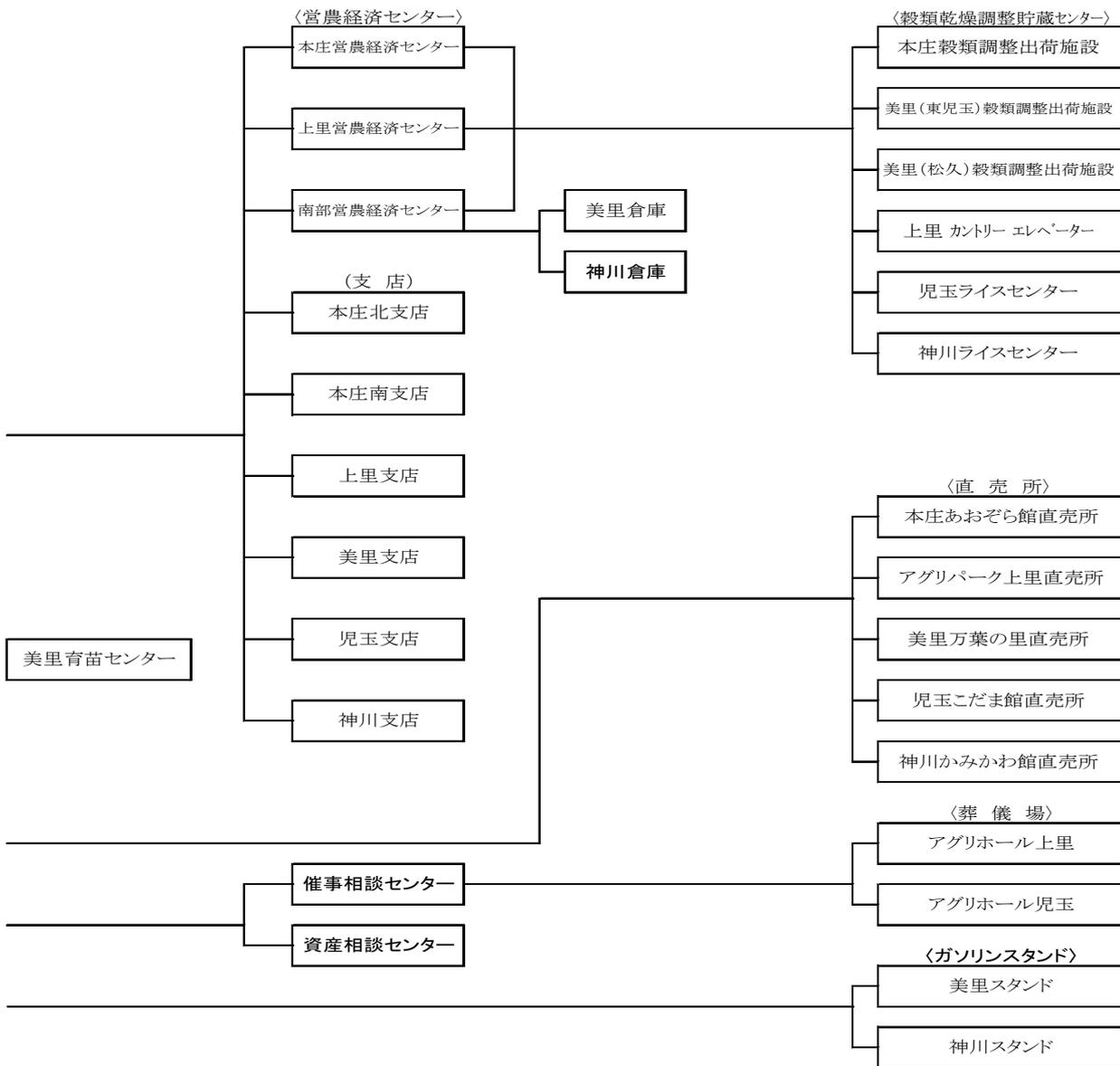
田んぼオーナーによる野菜の収穫体験



こだま館のユキちゃん・メイちゃん出張エサやり体験

【資料編】

	ページ
組合に関する状況	19
地区・組織図・役員・会計監査人の名称	19-21
組合員数・職員数・組合員組織	22
主な事業の内容	23
JA埼玉ひびきのの事業・業務のご案内	23
株式会社JAひびきのファームの事業・業務のご案内	31
業績・財務関係の状況（単体）	32
業績の概要	32
主要な経営指標等の推移	33
財務諸表	34
貸借対照表	34
損益計算書	35
注記表等	37
剰余金処分計算書	46
確認表	47
各種事業の状況	49
信用事業の状況	49
リスク管理債権及び金融再生法開示債権	55
共済事業の状況	58
購買事業の状況	60
販売事業の状況	60
その他事業の状況	61
経営諸指標	62
自己資本の充実の状況	63
業績・財務関係の状況（連結）	86
連結子会社の概況	86
組織図・役員	86
業績の概要及び連結決算の収支状況	86
主要な経営指標等の推移	87
連結財務諸表	88
連結貸借対照表	88
連結損益計算書	89
連結注記表等	90
連結剰余計算書	98
リスク管理債権	99
事業別経常収益等	99
連結自己資本比率	100



役員 (令和7年7月1日現在)

代表理事組合長	五十嵐 雅樹	理	事	池田 道保	代 表 監 事	石原 秀一
専務理事	岩田 義雪	理	事	塩谷 和弘	勤 監	増田 貴彦
常務理事	中 秀 幸	理	事	笠原 隆	監	久米原 久仁夫
理 事	北 野 博	理	事	岩田 保	監	清水 康雄
理 事	中井 健一	理	事	武正 寛	監	石森 彰
理 事	坂本 茂	理	事	萩原 圭一	監	小島 勇一
理 事	岡芹 文一	理	事	飯野 泰司	監	山下 宏一
理 事	荻野 浩	理	事	金井 てる子		
理 事	小茂田 正巳	理	事	長谷川 精一		
理 事	萩原 宏一	理	事	小暮 豊樹		
理 事	松本 裕之	理	事	奥原 清美		
理 事	宮部 延一	理	事	長滝 岳		
理 事	細野 俊文	理	事	木村 徳成		

※ 当JAでは、農協法第30条の2による「経営管理委員」制度は採用していません。

会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和7年7月1日現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

公認会計士 福島 英樹

公認会計士 西村 克広

組合員数

(単位:組合員数)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
正組合員	8,233	8,008
うち個人	8,160	7,935
うち法人	73	73
准組合員	7,909	7,983
うち個人	7,832	7,908
うち法人	77	75
合 計	16,142	15,991

職員の状況

(単位:職員数)

区 分	令和6年4月1日			令和7年4月1日		
	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	75	53	128	69	53	122
営農指導員	10	4	14	10	4	14
生活指導員	11	14	25	12	13	25
その他の職員	42	64	106	45	65	110
合 計	138	135	273	136	135	271

組合員組織等

(単位:支部数・構成人員数)

組織の名称	主な活動内容	支部数	構成人員
農家組合	生産資材の予約注文などの取りまとめなど	235	6,469名
一元生産部会	栽培講習会や目揃会等を開催し、生産性向上および販売高の向上に取り組む	43	945名
(任意)生産部会	栽培講習会や目揃会等を開催し、生産性向上および販売高の向上に取り組む	9	47名
採種組合	生産物の品質向上および安定供給に取り組む	3	82名
養蚕部会	稚蚕の共同飼育など	1	2名
酪農部会	生乳の生産性向上および販売高向上に取り組む	1	9名
直売所生産者協議会	生製品の安定供給および販売力強化に取り組む	7	737名
連合女性部	自己啓発活動、地域貢献活動など	5	315名
連合青年部	自己啓発活動など	5	121名
年金友の会	会員の親睦および健康増進等の活動	1	9,484名
共済友の会	会員の親睦および健康増進等の活動	1	1,570名
ひびきの南部選果機利用組合	キュウリ・ナスの選果および出荷	1	128名
本庄一元胡瓜部会選果機利用組合	キュウリの選果および出荷	1	40名
ふれあい委員会	地域の元気づくりをめざす、共同組合活動の実績	5	98名

当JAの組合員組織を記載しています。

主な事業の内容

J A埼玉ひびきのは、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「気軽に、ご利用できる」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当J Aが行う主な事業について、ご案内いたします。

《 J A 埼玉ひびき の の 事業・業務のご案内 》

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員皆様と地域の皆様に信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「JAバンク」と称しております。このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に策定された「JAバンク基本方針」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、JAバンクグループは、独自の「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク、セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

貯金業務

組合員の皆様、地域の皆様や事業主の皆様のライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

【貯金商品一覧】

種類	特 色	期 間	お預入金額	
当 座 貯 金	日常の商取引に手形・小切手をご使用いただく貯金です。効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 貯 金	税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくことと納税時にあわせて済みます。利息は非課税です。	引き出しは納税時入金日遡り	1円以上	
普 通 貯 金	いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のお財布や家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型（決済用）も取扱っております。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同じになる場合もございます。）お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通	普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りる、がこの一冊の通帳でOKです。	出し入れ自由	1円以上
	定期	いざという時、自動融資（定期貯金の90%、最高200万円が受けられます。（スーパー/大口/変動金利/期日指定定期の受入れ可）	自動継続扱い（1ヶ月～5年）	（ス/変/期） 1円以上 （大）1千万円以上
定 期 貯 金	通 知 貯 金	まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡をいただくことになっています。	7日間以上	5万円以上
	期日指定定期貯金	利息の計算は1年複利で、大変お得です。3年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。	最長3年	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	一番身近な自由金利（お預入れ時の金融情勢で金利が決まる）商品です。3年・4年・5年もののお利息は、単利もしくは半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1ヶ月～5年	1円以上
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1年・2年・3年	1円以上
	大口定期貯金	まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。	1ヶ月～5年	1千万円以上
財 形 貯 金	一般財形貯金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引き貯金で、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。（財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。）	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム取得・増改築を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決まります。（財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。）	5年以上	1円以上

定期積金	みなさまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。	6ヶ月～5年	1,000円以上
積立定期貯金	エンドレス型、満期型、年金型の3種類があります。	種類によって分かります	1円以上
譲渡性貯金	大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	7日～5年	1千万以上 1円単位
JA教育資金贈与専用口座	教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入2026年3月31日まで）	1円以上 1,500万円以下
JA結婚・子育て資金贈与専用口座	結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した18歳以上50歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入2025年3月31日まで）	1円以上 1,000万円以下

【ご契約にあたって】

- ※ ご貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。
- ※ 新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、犯罪収益移転防止法により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証等本人確認書類の提示が必要となります。

- 〈便利さ〉を生かした通帳……………総合口座・普通貯金
- 有利に大きくふやす……………定期貯金・積立定期貯金
- くらしの夢を育てる……………定期積金
- 明日への財産づくりに……………財形貯金

融 資 業 務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローン商品一覧】

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証
JA住宅ローン (JAリフォームローン)	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満66歳未満の方（完済時満80歳未満）	住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換 (リフォームは、住宅の増改築資金)	2億円以内 (リフォームは、1,500万円以内 (1万円単位))	3年～50年 (50年は新築・購入のみ、リフォームは20年まで)	・元金均等返済（住宅ローン） ・元金均等返済ボーナス併用（住宅ローン） ・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・抵当権の設定（リフォームは原則、抵当権の設定は不要） ・基金協会保証（住宅ローンは団信付保・リフォームローンは借入期間が10年を超える場合、団信付保）
JA小口ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方（完済時満80歳未満）	生活に必要な資金で使いみちは自由 (負債整理資金・事業資金は除く)	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6か月～10年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）
JA教育ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方（完済時満80歳未満）	高校、各種学校、短大、大学の入学金、授業料など一切の教育資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年以内	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）
JAマイカーローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方（完済時満80歳未満）	自動車・バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品購入、車庫建設及び増改築、自動車ローン借換に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証
JA ワイドカードローン (50万円以下)	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満70歳未満の方 (満20歳未満は農業者、給与所得者の方に限りま)	生活に必要な資金	極度額 50万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新) (満70歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	<ul style="list-style-type: none"> ・定額式約定返済 ・任意返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万円超)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満65歳未満の方		極度額 500万円以内 (10万円単位) (農業経営者以外の方は極度額300万円以内)	1年(自動更新) (満65歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)		
JA 農機ハウスローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農機具の購入、修理等の資金及びパイプハウス資材、建設費並びに他金融機関の農機具ローン借換資金	【個人】10万円以上3,600万円以内 【法人】10万円以上7,200万円以内 (所用資金の範囲は1万円単位)	1年～15年 (他金融機関の農機具ローン借換資金の場合は残存期間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 営農ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方	農業生産に必要な営農資金	極度額 300万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証
担い手 応援ローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人】直近決算で繰越欠損のない法人	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金	極度額 1,000万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証(借入額500万円超は根拠当権を設定)
アグリ スーパー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人等】農業経営に必要な運転資金	過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額及び販売代金相当額のうち、口座入金される金額の範囲内 (10万円単位)	1年以内	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証
アグリ マイティー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産、あるいは農産物の加工等に必要設備資金・運転資金 ・再生可能エネルギー利用の取組に必要な設備取得等資金 	10万円以上3,600万円以内 (1万円単位) *法人等の場合は10万円以上7,200万円以内 *再生可能エネルギー利用にかかる資金の場合は5,000万円以内	20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証 *必要に応じ担保を設定
JA 事業者ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方 (完済時満71歳未満)	組合員の事業に必要な設備資金・運転資金	10万円以上500万円以内 (抵当権第一順位設定の場合1,000万円以内、10万円単位)	1年～10年 (運転資金・無担保設備資金は、1年～5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金協会保証 (必要に応じ担保を設定)
JA 賃貸住宅ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方 (完済時満71歳未満)	賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	1年～30年	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権の設定 ・基金協会保証

※商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

代理貸付商品名	内 容
(株) 日本政策金融公庫	農業者等への長期設備資金、長期運転資金
	高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金

※上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金（運転資金、設備投資資金など）が必要の際はご相談ください。

ローンの上手な利用方法

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

内 国 為 替 業 務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当JAから全国の金融機関に対して送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

その他の業務及びサービス一覧

オンラインシステムを利用した各種の自動支払・自動受取や、事業主の皆様のための給与振込サービス、振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのJAバンクでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫及びゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATMでは預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

種 類	内 容
国債窓口販売業務	国債の募集を取り扱っています。（本店と支店でご利用できます。）
投資信託窓口販売業務	各種の投資信託の募集を取り扱っています。（本店と支店でご利用できます。）
キャッシュサービス	カード1枚で、貯金の入出金・残高照会などが、当JAの本支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用できるほか、コンビニエンスストア等に設置のATM（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM）でもご利用できます。
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払・現金のお引出しに利用できるサービスです。
A T M	キャッシュカードや通帳でのお預入れ、お引出し、通帳記入、残高照会のほか、暗証番号の変更、定期貯金のお預入れ、税金・公共料金等の払込など様々な機能をご利用いただけます。
自動支払・自動受取	毎月の5大公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK）、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。
給与振込サービス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
振替サービス	住宅家賃、会費など各種の集金代金を当JA本支店のご指定口座から自動的に収納するサービスです。
JAバンクアプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまを対象に、スマートフォンから貯金残高・投資信託残高・ファンドの購入・解約・入出金明細照会・税金各種料金の払込などをアプリでご利用できるサービスです。
JAネットバンク（個人向け）	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
JAネットバンク（法人向け）	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを1回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
ホームバンキング ファームバンキング	お客さまのパソコン、ファクシミリなどから電話回線を通じて、ご登録済の当JA本支店・他金融機関への振込をオンラインで行うほか、残高照会、入出金明細照会などをご利用できるサービスです。

J A データ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
定時自動送金サービス	住宅家賃・仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当JA本支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。
J A カ ー ド	「Mastercard®」・「VISA」ブランドのクレジットカードにJA独自のサービスを付加したJAカードの発行や、加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。
貸 金 庫	貯金証書、権利書などの重要書類、貴重品など大切な財産を安全に保管いたします。
年 金 相 談	年金に関するあらゆるご相談をスタッフが無料で承っております。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託業務、遺産整理業務を取り扱っております。

JA埼玉ひびきのの金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

各種手数料（令和7年7月1日現在）

【為替手数料】

種 類		利用区分	当JAの 同一店宛	当JAの 他店宛	当組合以外 の系統あて	他金融機関宛	
送 金		普通扱(1件につき)		660円	660円	660円	
振 込	窓 口	電信 (各1件につき)	3万円未満	無料	220円	440円	660円
			3万円以上	220円	330円	550円	770円
		文書 (各1件につき)	3万円未満	無料	220円	440円	660円
			3万円以上	220円	330円	550円	660円
	定 時 自 送 動 金	電信 (各1件につき)	3万円未満	無料	110円	220円	440円
			3万円以上	無料	330円	440円	660円
		文書 (各1件につき)	3万円未満	無料	110円	220円	440円
			3万円以上	無料	330円	440円	660円
込	現金自動化機器（ATM） (各1件につき)			無料	110円	220円	440円
	インターネット/ファーム /JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式) (各1件につき)		3万円未満	無料	無料	110円	165円
		3万円以上	無料	無料	165円	165円	

【手形・小切手取立手数料その他】

種 類		手数料
代金 取立	普通扱い	1通につき 660円
	至急扱い	1通につき 880円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 660円
	不渡手形の返却料	1通につき 660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき 660円
	(ただし、660円を超える経費を要する場合は、 その実費を徴する)	

【円貨両替（窓口）】

手数料	希望金額の合計枚数		
	100枚まで	101枚～ 1,000枚まで	1,001枚以上 (500枚ごとに550円)
	無料	550円	1,100円

※ 記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は無料

【硬貨入金整理取扱（窓口）】

手数料	希望金額の合計枚数		
	500枚まで	501枚～ 1000枚まで	1,001枚以上 (500枚ごとに550円)
	無料	550円	1,100円

【手形・小切手発行手数料】

種 類	手数料
小切手帳 1冊50枚綴り	660円
約束手形帳 1冊25枚綴り	550円
為替手形（1枚）	33円
専用約束手形（マル専手形）（1枚）	550円
マル専当座開設手数料	3,300円

【その他の手数料】

種 類	手数料
残高証明書発行（貯金・貸出） 1通あたり	440円
相続貯金仮払履歴証明書 1通あたり	440円
融資証明書発行 1通あたり	1,100円
取引履歴明細表発行 1通あたり	2,200円
自己宛小切手発行 1通あたり	550円
通帳・証書再発行 1件あたり	1,100円
ICキャッシュカードの発行・更新	無料
ICキャッシュカードの再発行	1,100円
JAカード（一体型）発行・再発行・更新	無料
JAネットバンク 利用手数料（1ヶ月）	無料
法人JAネットバンク 利用手数料（1ヶ月）	
基本サービス（照会・振込サービス）	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	2,200円
JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式） 月額利用料（1か月）	3,300円
ローンカード再発行	1,100円

【貸金庫使用料（年額）】

種 類	手数料
基本料金（1年間）	7,920円

【融資関係手数料】

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

共 済 事 業

JA共済は、組合員・利用者の皆さまが安心して暮らせるように、生活全般に潜むリスクに対して「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しています。

「ひと」の保障では、日常生活に潜む病気やケガ、長寿社会に備える老後保障、そして万一に備える死亡保障で万全を備えております。

「いえ」の保障では、火災をはじめ近年頻発する地震や台風など予期せぬ不慮の大規模災害に対しても安心できる充実保障となっております。さらに、優れた保障提供とサービスの向上を目指して、JAグループとして共栄火災との連携強化を図ってまいります。

「くるま」の保障では、社会環境から事故態様も変化しており、万全保障が求められる時代へと移り変わっております。

JA共済では、これからも組合員・利用者のライフプランに応じた充実保障を提供し、皆さまの身近なパートナーとして「安心」をお届けします。併せて、共済金ご請求時の支払迅速化にて「安心の充実」をより一層すすめてまいります。

【主な共済商品の一覧（令和7年7月1日時点）】

長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引受緩和型 終身共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一のときの保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。
定期生命共済	万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズにこたえるプランもあります。
養老生命共済	万一のときの保障と将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さま・お孫さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
特定重度疾病 共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、更には「その他の生活習慣病」まで幅広く保障できるプランです。
医療共済	病気やケガによる入院を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「手術・放射線治療保障」、「治療共済金受取回数」などを選択できるほか、先進医療の保障を付加したり、特則により健康を維持した場合に健康祝金を受取れるプランもあります。
引受緩和型 医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
介護共済	一生涯にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、一生涯にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金が受け取れます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

認知症共済	認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に補填することができる共済金は一時金でお受取りいただけるため、まとまった資金を確保することができるプランです。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書(契約概要)」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容	種 類	内 容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。	傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	賠償責任共済	日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。	農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任を保障します。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

購 買 事 業

営農経済センター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

販 売 事 業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、埼玉県の特産栽培米として認証を受けた米を、JAブランド「かな清流米」として当JA直売所で販売しています。また、「地産地消」の取り組みとして直売所5店舗で時季の農産物キャンペーンを開催するとともに、「ひびきのキャンペーン隊」による地元農産物の販売促進を行っています。

資 産 管 理 事 業

「農と住の調和したまちづくり」を目指して、組合員の皆様の土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務等を行っています。

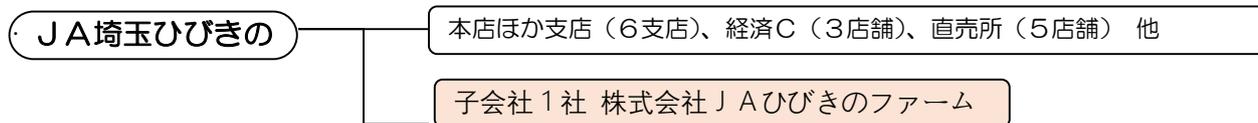
営 農 ・ 生 活 ・ 相 談 事 業

組合員の皆様と共に歩む営農指導(地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動)や組合員の皆様や地域の皆様と共に歩む生活指導(健康管理講習・郷土文化学習・共同購入・地産地消などの生活文化活動)はもとより、法務・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしています。

《株式会社JAひびきのファームの事業・業務のご案内》

JA埼玉ひびきのグループの子会社(株)JAひびきのファームは、JAと連携しながら組合員と地域の皆様に役立つサービスを提供しております。その内容は、次のとおりです。

事業系統図



作業受託事業

組合員の皆様から「自作農が出来なくなった」「貸していた農地が返却されてしまった」等の理由により農地保全や農作業が困難になってしまったことに応える為、農作業受託を(株)JAひびきのファームが請け負っております。

営農事業

地域農業の持続可能性が相当なリスクを抱えている状況で、地域の農地を守るため、いわゆる「受け皿」として担い手と同じ土俵で地域に貢献するため、農業経営を行い、施設・露地野菜、米麦等を生産しております。

業績・財務関係の状況（単体）

《業績の概要》

信用事業

貯金

地域に密着した金融機関として、JA利用者に対する取引・サービス提供の拡大を進めた結果、個人貯金は年間33億77百万円の増加、総額は1,587億66百万円となりました。

貸出金

組合員の営農資金をはじめ設備資金等の資金需要の対応を行いました。年間14億59百万円の増加、総額は235億48百万円となりました。

その他の業務

内国為替業務は、年間取扱量が、仕向為替2.7万件、216億1百万円で被仕向為替18.8万件、402億22百万円となりました。

共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし事業推進活動を積極的に展開したところ、長期共済新契約高は93億円を挙績し、保有契約高は2,665億円となりました。

また、年金共済新契約高においても39百万円、自動車共済新契約16,978件ご加入いただきました。

購買事業

営農指導・販売事業と連携し、良質な資材を適正価格で安定的に供給するために営農支援課を中心に取扱体制の確立に努めた結果、44億56百万円の取扱い実績となりました。

販売事業

地域の特性を生かした作物・優良な畜産物等の共販組織や事務体制の強化の充実など、計画的な生産販売までの業務態勢の確立に努めた結果、取扱高は61億91百万円となりました。

収支状況

事業全体の成果として、事業総利益は計画対比68.6%の13億87百万円。事業管理費については費用を抑制して計画対比97.5%の18億86百万円となり、差引では4億99百万円の事業損失となりました。主な要因については、有価証券の売却損7億70百万円によるものです。経常損失は3億60百万円、当期損失額は3億67百万円となり、大変厳しい経営結果となりました。

主要な経営指標等の推移

※ 本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
出資金（百万円）	1,959	2011	2,007	2,022	2,026
（出資口数）	19,590,407	20,112,267	20,070,710	20,228,786	20,267,995
単体自己資本比率（%）	16.31	17.26	17.24	17.60	17.21
職員数（人）	306	304	284	273	274

（単位：百万円）

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
総資産額	158,876	164,586	168,028	169,730	165,759
貸出金	19,127	20,877	22,090	22,088	23,548
有価証券	11,595	24,971	26,335	24,991	21,616
貯金	147,825	153,875	158,606	161,305	158,766
純資産額	9,633	9,277	7,974	6,957	5,707
事業総利益	2,124	2,019	2,028	2,003	1,387
信用事業総利益	783	768	878	865	172
共済事業総利益	571	551	489	474	481
農業関連事業総利益	440	385	453	499	683
その他の事業総収益	333	313	206	170	48
経常利益	349	228	295	277	△360
当期剰余金（注）	202	167	101	152	957
剰余金配当の金額	19	19	19	19	19
出資配当額	19	19	19	19	19
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—

（注）1. 当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。

2. 総資産および貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

■ 損益計算書

(単位:千円)

	令和6年3月期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
1 事業総利益	2,010,127	1,387,052
事業収益	5,706,208	5,973,549
事業費用	3,696,080	4,586,496
(1) 信用事業収益	1,027,586	1,074,901
資金運用収益	935,896	982,952
(うち預金利息)	(535,443)	(585,312)
(うち有価証券利息)	(201,740)	(188,799)
(うち貸出金利息)	(165,101)	(174,255)
(うちその他受入利息)	(33,610)	(34,584)
役務取引等収益	48,730	55,152
その他事業直接収益	1,421	0
その他経常収益	41,536	36,795
(2) 信用事業費用	161,665	902,583
資金調達費用	4,079	38,281
(うち貯金利息)	(3,954)	(38,206)
(うち給付補填備金繰入)	(37)	(39)
(うち借入金利息)	(86)	(34)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	9,948	9,957
その他事業直接費用	102,815	770,594
その他経常費用	44,822	83,750
(うち貸倒引当金戻入益)	(△30,705)	(13,845)
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	865,920	172,317
(3) 共済事業収益	517,319	528,469
共済付加収入	488,465	484,983
その他の収益	28,854	43,486
(4) 共済事業費用	43,150	46,544
共済推進費	33,449	34,498
共済保全費	4,931	5,666
その他の費用	4,769	6,380
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
共済事業総利益	474,168	481,925
(5) 購買事業収益	3,665,737	3,790,421
購買品供給高	3,209,752	3,201,362
購買手数料	87,762	79,767
直売所購買品供給高	288,979	427,786
直売所購買手数料	52,470	54,827
その他の収益	26,772	26,677
(6) 購買事業費用	3,244,593	3,338,048
購買品供給原価	2,856,019	2,845,228
購買品供給費	60,440	58,214
その他の費用	39,589	37,643
(うち貸倒引当金戻入額)	(6,175)	(14,027)
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
直売所供給原価	228,169	325,684
直売所購買費用	60,374	71,277
購買事業総利益	421,143	452,372
(7) 販売事業収益	385,676	459,069
販売品販売高	102,687	130,184
販売手数料	126,008	150,033
その他の収益	26,001	26,331
直売所販売手数料	114,570	132,996
直売所その他収益	16,408	19,523
(8) 販売事業費用	194,352	227,858
販売品販売原価	97,559	128,075
販売費	6,800	8,356
その他の費用	20,696	22,393
直売所販売費用	69,295	69,032
販売事業総利益	191,324	231,211
(9) 保管事業収益	9,770	10,833
(10) 保管事業費用	553	621
保管事業総利益	9,217	10,212
(11) 加工事業収益	6,089	6,442
(12) 加工事業費用	1,155	1,150

加工事業総利益	4,933	5,292
(13)利用事業収益	106,556	111,986
(うち米麦調整施設収益)	(91,350)	(86,721)
(14)利用事業費用	69,296	81,438
(うち米麦調整施設費用)	(56,218)	(57,300)
利用事業総利益	37,260	30,548
(15)宅地等供給事業収益	16,821	17,020
(16)宅地等供給事業費用	3,502	3,854
宅地等供給事業総利益	13,319	13,165
(17)福祉事業収益	—	—
(18)福祉事業費用	—	—
福祉事業総損失	—	—
(19)その他事業収益	26,878	26,501
(20)その他事業費用	12,862	16,828
その他事業事業総利益	14,016	9,673
(19)指導事業収入	6,706	7,090
(20)指導事業支出	27,881	26,756
指導事業収支差額	△21,175	△19,665
2 事業管理費	1,875,222	1,886,293
(1)人件費	1,244,271	1,264,687
(2)業務費	210,856	209,785
(3)諸税負担金	49,574	51,362
(4)施設費	369,731	351,044
(5)その他費用	790	9,414
事業利益	134,904	△499,241
3 事業外収益	196,431	203,727
(1)受取雑利息	202	180
(2)受取出資配当金	99,807	101,947
(3)賃貸料	35,010	34,543
(4)貸倒引当金戻入益	2,641	—
(5)雑収入	58,768	67,055
4 事業外費用	53,748	65,421
(1)賃貸費用	20,393	18,491
(2)寄付金	35	16
(3)雑損失	33,319	22,415
(4)貸倒引当金繰入額	—	24,497
経常利益	277,587	△360,935
5 特別利益	130,916	58,916
(1)固定資産処分益	—	3,990
(2)一般補助金	130,916	54,925
6 特別損失	202,495	65,64
(1)固定資産処分損	—	4,148
(2)固定資産圧縮損	130,916	936
(3)減損損失	71,578	60,559
税引前当期利益	206,008	△367,663
法人税・住民税及び事業税	51,105	3,520
法人税等調整額	2,426	△40,705
法人税等合計	53,532	△37,185
当期利益	152,475	△330,478
当期首繰越剰余金	200,040	382,949
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
遡り処理後当期首繰越剰余金	—	—
金利リスク管理目的積立金取崩額	90,256	770,594
営農販売施設整備目的積立金取崩額	—	134,000
当期末処分剰余金	442,772	957,065

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、
「事業費用」を表示しています。

■ 注 記 表 等

令和6年3月期 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和7年3月期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等</p>

を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記
(1) 繰延税金資産の回収可能性
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 54,334千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 71,578千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出してあります。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 131,178千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算定方法
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。
イ 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。

③ 追加情報（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記
(1) 繰延税金資産の回収可能性
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 95,395千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 60,559千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出してあります。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り
① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 183,548千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア 算定方法
「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。
イ 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	295,478
機 械 装 置	96,052
その他有形固定資産	24,561
合 計	416,091

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金(雑資産)	100千円	総合警備保障株式会社担保
差入保証金(雑資産)	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金(有価証券(国債))	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 21,007千円
子会社等に対する金銭債務の総額 8,347千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は101,546千円、危険債権額は188,242千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は289,789千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額 41,255千円
うち事業取引高 27,236千円
うち事業取引以外の取引高 14,018千円

② 子会社等との取引による費用総額 0千円
うち事業取引高 0千円
うち事業取引以外の取引高 -千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけられた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、催事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

催事事業のグルーピングについては、受注は催事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、催事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さない

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額(単位：千円)
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金(雑資産)	100千円	総合警備保障株式会社担保
差入保証金(雑資産)	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金(有価証券(国債))	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 25,539千円
子会社等に対する金銭債務の総額 9,335千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は116,189千円、危険債権額は148,650千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は264,840千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額 27,458千円
うち事業取引高 11,024千円
うち事業取引以外の取引高 16,434千円

② 子会社等との取引による費用総額 0千円
うち事業取引高 0千円
うち事業取引以外の取引高 -千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけられた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、催事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

催事事業のグルーピングについては、受注は催事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、催事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さない

ものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。
本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用 途	金 額	備 考
アグリパーク上里	直売所	68,984千円	建 物 65,322千円 その他の有形固定資産 3,661千円
こだま館直売所	直売所	733千円	その他の有形固定資産 733千円
催事相談センター	直売所	1,861千円	建 物 1,861千円

③ 減損損失を認識するに至った経緯

アグリパーク上里、こだま館直売所、催事相談センターについては営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

こだま館直売所と催事相談センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。アグリパーク上里については、回収可能額が見込めないことから、備忘価額まで減損しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が917,808千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を

ものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

場 所	用 途	金 額	種 類
本庄北支店	事務所	60,559千円	建 物 37,469千円 その他の有形固定資産 23,089千円

③ 減損損失を認識するに至った経緯

本庄北支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

本庄北支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が626,913千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	108,593,822	108,521,771	△72,050
有価証券			
満期保有目的の債券	10,544,258	9,059,150	△1,485,108
その他有価証券	14,447,150	14,447,150	—
貸出金(*1)	22,285,359		
貸倒引当金(*2)	△67,755		
貸倒引当金控除後	22,217,604	22,291,743	74,139
経済事業未収金	771,903		
貸倒引当金(*3)	△52,341		
貸倒引当金控除後	719,562	719,562	—
資産計	156,522,396	155,039,376	△1,483,020
貯金	161,305,698	161,221,881	△83,816
負債計	161,305,698	161,221,881	△83,816

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ. 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,860,612

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	106,427,808	106,125,469	△302,339
有価証券			
満期保有目的の債券	10,646,429	8,124,290	△2,522,139
その他有価証券	10,970,310	10,970,310	—
貸出金(*1)	23,983,430		
貸倒引当金(*2)	△81,600		
貸倒引当金控除後	23,901,829	23,776,227	△125,601
経済事業未収金	764,788		
貸倒引当金(*3)	△66,369		
貸倒引当金控除後	698,419	698,419	—
資産計	152,644,796	149,694,716	△2,950,080
貯金	158,766,195	158,497,544	△268,650
負債計	158,766,195	158,497,544	△268,650

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ. 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,845,798

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	107,593,822	-	-	-	-	1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	100,000	-	-	-	10,500,000
その他償還期が不明な債券	-	-	-	-	-	17,600,000
貸出金(*1,2)	2,018,107	1,638,820	1,463,882	1,348,469	1,224,054	14,553,856
経済事業未収金(*3)	694,829	-	-	-	-	-
合計	110,306,758	1,738,820	1,463,882	1,348,469	1,224,054	43,653,856

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 238,434千円については「1年以内」に含めています。
 (*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 27,960千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 77,074千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	157,119,781	2,094,564	1,923,187	509,005	667,660	-
合計	157,119,781	2,094,564	1,923,187	509,005	667,660	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
地方債	99,943	100,510	566
小計	99,943	100,510	566
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	4,770,814	4,213,790	△557,024
地方債	3,588,743	3,038,650	△550,093
政府保証債	787,958	645,920	△142,038
公社公債	1,296,798	1,060,280	△236,518
小計	10,444,315	8,958,640	△1,485,675
合計	10,544,258	9,059,150	△1,485,108

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの			
国債	626,400	607,407	18,992
地方債	307,740	301,819	5,920
政府保証債	206,920	200,000	6,920
小計	1,141,060	1,109,226	31,833
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの			
国債	7,791,560	9,216,758	△1,425,198
地方債	2,704,470	3,466,613	△762,143
公社公債	2,578,460	3,367,258	△788,798
政府保証債	231,600	298,628	△67,028
小計	13,306,090	16,349,258	△3,043,168
合計	14,447,150	17,458,485	△3,011,335

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	103,422,139	-	-	-	-	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	-	-	-	-	10,600,000
その他償還期が不明な債券	-	-	-	-	-	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,092,759	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	15,895,663
経済事業未収金(*3)	677,209	-	-	-	-	-
合計	106,292,107	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	44,495,663

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 249,797千円については「1年以内」に含めています。
 (*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 67,705千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 87,579千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	-
合計	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
地方債	99,988	100,010	21
小計	99,988	100,010	21
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	4,771,909	3,736,330	△1,035,579
地方債	3,689,158	2,798,490	△890,668
公社公債	788,422	566,210	△222,212
政府保証債	1,296,949	923,250	△373,699
小計	10,546,440	8,024,280	△2,522,160
合計	10,646,429	8,124,290	△2,522,139

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの			
国債	7,466,360	9,826,784	△2,360,424
地方債	2,095,490	2,993,086	△897,596
公社公債	1,147,630	1,778,013	△630,383
政府保証債	260,830	299,685	△38,855
小計	10,970,310	14,897,570	△3,927,260
合計	10,970,310	14,897,570	△3,927,260

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債券	売却額	売却益	売却損
国債	358,489	-	42,073
地方債	345,762	1,421	47,512
受益証券	86,770	-	13,230
合計	704,251	1,421	102,815

- (4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）
当年度において、25,186千円減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	69,441千円
退職給付費用	57,262千円
退職給付の支払額	△23,555千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△41,529千円
期末における退職給付引当金	61,620千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	1,068,137千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,006,517千円
未積立退職給付債務	61,620千円
退職給付引当金	61,620千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	57,262千円
----------------	----------

- (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,808千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、133,314千円となっています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債券	売却額	売却益	売却損
地方債	549,345	-	226,160
公社公団債	1,107,434	-	482,652
政府保証債	137,174	-	61,780
合計	1,793,953	-	770,594

- (4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券
当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）
当年度において、14,813千円減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	61,620千円
退職給付費用	58,737千円
退職給付の支払額	△43,131千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△40,460千円
期末における退職給付引当金	36,765千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	949,824千円
確定給付型年金制度（DB）	△913,059千円
未積立退職給付債務	36,765千円
退職給付引当金	36,765千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	58,737千円
----------------	----------

- (2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,448千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、122,125千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
その他有価証券評価差額金(評価差損)	819,083
退職給付引当金	16,760
減損損失(土地)	12,600
減損損失(建物等)	73,790
資産除去債務	26,770
令和3年度税務調査償却	68
貸倒引当金	17,096
賞与引当金	9,894
子会社株式(寄付修正)	11,328
棚卸評価替	91
減価償却の償却超過	6,564
役員退職慰労引当金	3,099
未払事業税・地方法人特別税	3,049
J A商品券	1,857
未収貸出金利息自己否認	165
未払法定福利費	1,583
外部出資等減損	8,346
一括償却資産ほか	408
小計	1,012,559
評価性引当額	△958,225
繰延税金資産合計	54,334
繰延税金負債	
項目	金額
圧縮積立金	△14,760
有形固定資産(除去費用)	△616
全農外部出資	△7,419
繰延税金負債合計	△22,795
繰延税金資産の純額	31,538

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.2%
調整	交際費等の損金不算入額	3.2%
	評価性引当額の増減	1.4%
	住民税均等割額	1.7%
	法人税の特別控除	△0.6%
	受取配当等の益金不算入額	△6.5%
	その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9%	

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
その他有価証券評価差額金(評価差損)	819,083
退職給付引当金	16,760
減損損失(土地)	12,600
減損損失(建物等)	73,790
資産除去債務	26,770
令和3年度税務調査償却	68
貸倒引当金	17,096
賞与引当金	9,894
子会社株式(寄付修正)	11,328
棚卸評価替	91
減価償却の償却超過	6,564
役員退職慰労引当金	3,099
未払事業税・地方法人特別税	3,049
J A商品券	1,857
未収貸出金利息自己否認	165
未払法定福利費	1,583
外部出資等減損	8,346
一括償却資産ほか	408
小計	1,012,559
評価性引当額	△958,225
繰延税金資産合計	54,334
繰延税金負債	
項目	金額
圧縮積立金	△14,760
有形固定資産(除去費用)	△616
全農外部出資	△7,419
繰延税金負債合計	△22,795
繰延税金資産の純額	31,538

法定実効税率		27.2%
調整	交際費等の損金不算入額	3.2%
	評価性引当額の増減	1.4%
	住民税均等割額	1.7%
	法人税の特別控除	△0.6%
	受取配当等の益金不算入額	△6.5%
	その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9%	

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.2%
調整	交際費等の損金不算入額	△3.0%
	評価性引当額の増減	△21.3%
	住民税均等割額	△1.0%
	受取配当等の益金不算入額	3.8%
	取用の特別控除	2.7%
	税率変更による期末繰延税金資産の影響額	1.7%
	その他	0.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.1%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から27.9%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は950千円増加し、法人税等調整額は950千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,022千円
時の経過による調整額	397千円
期末残高	98,420千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1年以内	17,967千円
1年超	39,185千円
合計	54,152千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,420千円
時の経過による調整額	387千円
資産除去債務の履行による減少額	△890千円
期末残高	97,916千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1年以内	28,818千円
1年超	71,193千円
合計	100,012千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年3月期 (総代会承認日 令和6年6月26日)		令和7年3月期 (総代会承認日 令和7年6月24日)	
	I 当期末処分剰余金	442,772		957,065
II 特別積立金取崩額	1,100,000		—	
III 剰余金処分額	1,159,823		460,960	
利益準備金	40,000		—	
任意積立金	1,100,000		441,061	
(内目的積立金)	(1,100,000)		400,000	
出資配当金	19,823		19,899	
IV 次期繰越剰余金	382,949		496,104	

令和6年3月期および令和7年3月期の各期における次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額15,000千円が含まれています。

(注) 1. 出資配当の基準 令和6年3月期 1.0% 令和7年3月期 1.0%

確 認 書

- 1 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月28日

埼玉ひびきの農業協同組合

代表理事組合長 五十嵐 雅樹

■会計監査人の監査

令和5年度及び6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

各種事業の状況

信用事業の状況

(注) 貸出金は、貸付留保金を控除していません。

貯 金

貯金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	94,703,538	58.7	96,794,865	59.5	2,091,327
定期性貯金	66,602,159	41.3	65,976,084	40.5	△626,075
その他の貯金	—	—	—	—	—
計	161,305,697	100.0	162,770,949	100.0	1,465,252
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	161,305,697	100.0	162,770,949	100.0	1,465,252

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	66,171,712	100.0	60,747,303	99.9	△5,424,409
うち固定自由金利定期	66,165,019	100.0	60,740,611	100.0	△5,424,408
うち変動自由金利定期	6,693	0.0	6,692	0.1	△1

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

貸 出 金

※貸出金は、貸付留保金を控除していません。

貸出金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	22,039,522	98.9	23,733,633	99.0	1,694,110
当座貸越	245,837	1.1	249,797	1.0	3,959
合計	22,285,359	100.0	23,983,430	100.0	1,698,070

貸出金の金利条件別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	12,403,952	55.6	12,763,581	53.2	359,629
変動金利貸出	9,881,407	44.4	11,219,848	46.8	1,338,441
合計	22,285,359	100.0	23,983,430	100.0	1,698,070

貸出金の担保別の残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・積金担保	154,682	0.6	141,432	0.5	△13,250
有価証券担保	—	—	—	—	—
動産担保	—	—	—	—	—

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
不 動 産 担 保	169,831	0.8	159,254	0.6	△10,576
そ の 他 の 担 保	797	0.0	398	0.0	△398
計	325,311	1.4	301,085	1.2	△24,226
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	11,632,027	52.2	12,134,380	50.6	502,353
そ の 他 の 保 証	5,195,848	23.3	5,780,317	24.1	584,469
計	16,827,875	75.5	17,914,697	74.7	1,086,822
信 用	5,132,172	23.0	5,767,647	24.1	635,474
合 計	22,285,359	100.0	23,983,430	100.0	1,698,070

貸出金の使途別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	2,891,636	45.8	2,825,297	40.3	△66,338
運 転 資 金	3,421,539	54.1	4,177,623	59.7	756,084
合 計	6,313,175	100	7,002,921	100.0	689,746

業種別の貸出金残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	3,179,934	14.3	3,330,999	13.9	151,605
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	158	0.0	0	0	△158
建 設 業	770,855	3.5	759,997	3.2	△10,858
製 造 業	1,944,008	8.7	1,921,942	8.0	△22,065
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	199,015	0.9	174,192	0.7	△24,822
運 輸 業	619,116	2.7	632,070	2.6	12,954
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	275,659	1.2	265,653	1.1	△10,005
金 融 ・ 保 険 業	139,033	0.6	131,280	0.5	△7,752
不 動 産 業	196,566	0.8	96,228	0.4	△100,338
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	1,968,030	8.8	2,122,604	8.9	154,574
地 方 公 共 団 体	3,133,780	14.1	3,908,867	16.3	775,086
そ の 他	9,859,740	44.2	10,639,593	44.4	779,853
合 計	22,285,359	100.0	23,983,430	100.0	1,698,070

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減
	残 高	残 高	
農 業	1,377,955	1,606,159	228,203
穀 作	134,532	148,250	13,718
野 菜 ・ 園 芸	880,382	905,135	24,752
果 樹 ・ 樹 園 農 業	24,511	25,661	1,150
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	55,909	44,275	△11,633

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減
	残 高	残 高	
養 鶏 ・ 養 卵	29,363	172,142	142,779
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	253,257	310,693	57,436
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,377,955	1,606,159	228,203

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の業種別の貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高(資金種類別) (単位:千円、%)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減
	残 高	残 高	
プ ロ パ ー 資 金	1,221,328	1,289,083	67,754
農 業 制 度 資 金	156,627	317,075	160,448
農 業 近 代 化 資 金	154,581	316,882	162,301
そ の 他 制 度 資 金	2,046	193	△1,852
合 計	1,377,955	1,606,159	228,203

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高(受託貸付金) (単位:千円、%)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減
	残 高	残 高	
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

有 価 証 券

有価証券の種類別の平均残高と構成比 (単位:千円、%)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	14,662,597	51.8	14,594,990	55.4	△67,606
地 方 債	7,663,466	27.1	6,996,605	26.6	△666,861
政 府 保 証 債	1,795,227	6.4	1,655,887	6.3	△139,340
特 別 法 人 債	4,153,544	14.7	3,065,602	11.7	△1,087,941
そ の 他 の 証 券	10,109	0.04	—	0.0	△10,109
合 計	28,284,942	100.0	26,313,084	100.0	△1,971,858

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

該当する取引はありません。【COSMOS】

有価証券の残存期間別の残高
令和6年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	14,591,574	—	14,591,574
地 方 債	—	99,897	200,060	7,155,575	—	7,455,533
政府保証債	—	—	—	1,795,226	—	1,795,226
特別法人債	—	—	—	4,153,538	—	4,153,538
短期社債	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	—	99,897	200,060	27,695,913	—	27,995,871

令和7年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	606,715	13,991,978	—	14,598,694
地 方 債	99,988	—	300,044	6,382,200	—	6,782,234
政府保証債	—	—	—	1,596,635	—	1,596,635
金 融 債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
特別法人債	—	—	—	2,565,436	—	2,566,436
株 式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	99,988	—	906,760	24,537,250	—	25,543,999

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

【1】有価証券

1 売買目的有価証券

当JAは、令和6年3月期及び令和7年3月期における売買目的有価証券の残高はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期					令和7年3月期				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債	4,770,814	4,213,790	△557,024	—	557,024	4,771,909	3,736,330	△1,035,579	—	1,035,579
地 方 債	3,688,686	3,139,160	△549,526	566	550,093	3,789,147	2,898,500	△890,647	21	890,668
特別法人債	787,958	645,920	△142,038	—	142,038	1,296,949	923,250	△373,699	—	373,699
政府保証債	1,296,798	1,060,280	△236,518	—	236,518	788,422	566,210	△222,212	—	222,212
合 計	10,544,258	9,059,150	△1,485,108	566	1,485,675	10,646,429	8,124,290	△2,522,139	21	2,522,160

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期					令和7年3月期				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差額	うち		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差額	うち	
				益	損				益	損
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債 券	16,959,856	14,008,630	△2,304,466	24,912	295,7147	14,597,884	10,709,480	△3,888,404	-	3,888,404
国 債	9,824,165	841,7960	△1,406,205	18,992	142,5198	9,826,784	7466360	△2,360,424	-	2,360,424
地方債	3,768,433	3,012,210	△756,223	5,920	762,143	2,993,086	2,095,490	△897,596	-	897,596
特別法人債	3,367,258	2,578,460	△142,038	-	788,798	1,778,013	1,147,630	△630,383	-	630,383
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政府保証債	498,628	438,520	△236,518	6,920	67,028	299,685	260,830	△38,855	-	38,855
合 計	17,458,486	14,447,150	△3,011,336	31,833	3,043,167	14,897,570	11,970,310	△3,927,260	-	3,927,260

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当JAは、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5 市場価格のない株式等の主な内容と貸借対照表計上額（総代会）

(単位：千円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
満期保有目的の債券	—	—
小会社・子法人及び関連法人株式・子会社株式	14,813	—
その他有価証券 非上場株式・買入金銭債権	—	—

【2】 金銭の信託

当JAは、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

令和6年3月期

(単位:千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	101,546	60,296	41,248	101,544
危険債権	188,242	178,842	1,916	180,758
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計	289,788	239,138	43,164	282,302
正常債権	21,810,480	—	—	—
合 計	22,100,268	—	—	—

令和7年3月期

(単位:千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	116,189	68,357	47,832	116,189
危険債権	148,650	146,250	421	146,671
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計	264,839	221,492	48,253	262,860
正常債権	23,295,583	—	—	—
合 計	23,560,422	—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：千円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般 貸倒引当金	令和6年3月期	55,669	24,590	—	55,669	24,590
	令和7年3月期	24,590	33,347	—	24,590	33,347
個別 貸倒引当金	令和6年3月期	42,792	43,165	—	42,792	43,165
	令和7年3月期	43,165	48,253	—	43,165	48,253
合 計	令和6年3月期	98,461	67,755	—	98,461	67,755
	令和7年3月期	67,755	81,600	—	67,755	81,600

- (注) 1. 貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。
2. 個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を、債権現在額から控除した残額を計上したものです。
- また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

貸出金償却額

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
貸出金償却額	—	—

参考 <金融再生法による開示債権及びリスク管理債権のイメージ図>

対象債権	<自己査定債務者区分>			<金融再生法債務者区分>			<リスク管理債権>		
	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権	信用事業以外の与信
	破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権		延滞債権		
	実質破綻先		危険債権		要管理債権		3ヵ月以上延滞債権		
	破綻懸念先		要管理債権		正常債権		貸出条件緩和債権		
要注意先	要管理先								
	その他の要注意先								
	正常先								

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実には発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

●信用事業総与信に含まれる「その他の債権」とは、信用未収利息・信用仮払金などが該当します。

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債券の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和4年3月31日施行）。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期		
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金・振込為替	件数	25	184	26	187
	金額	19,644,931	43,872,003	21,373,135	39,682,949
代金取立為替	件数	—	1	—	—
	金額	—	9,502	—	—
雑為替	件数	1	1	1	1
	金額	223,196	737,335	228,517	539,988
合計	件数	26	186	27	188
	金額	19,868,128	44,618,842	21,601,652	40,222,937

信用事業関連経営指標

利益総括表

(単位：千円、%)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減
資 金 運 用 収 支	931,817	944,671	12,854
資金運用収益	935,896	982,952	47,056
資金運用費用	4,079	38,281	34,202
役 務 取 引 等 収 支	38,782	45,195	6,413
役務取引等収益	48,730	55,152	6,422
役務取引等費用	9,948	9,957	9
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△104,679	△46,955	57,724
その他信用事業収益	42,958	36,795	△6,163
その他信用事業費用	147,637	83,750	△63,887
信 用 事 業 粗 利 益	869,205	172,317	△696,888
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.56%	0.11%	△0.45%
事 業 粗 利 益	2,097,982	1,514,156	△583,826
事 業 粗 利 益 率	1.24%	0.91%	△0.33%
事 業 純 益	202,365	△366,132	△568,497
実 質 事 業 純 益	202,365	△390,629	△592,994
コ ア 事 業 純 益	303,759	379,964	76,205
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	303,759	379,964	76,205

(注) 1. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）
 －信用事業費用（その他経常費用を除く。）
 ＋金銭の信託見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益＝事業総利益
 －信用事業に係るその他経常収益
 －信用事業以外に係るその他の収益
 ＋信用事業に係るその他経常費用
 ＋信用事業以外に係るその他の費用
 ＋事業外収益の受取配资配当金
 ＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和6年3月期			令和7年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	157,798,669	902,284	0.57	158,584,169	948,367	0.59
うち貸出金	22,405,338	165,101	0.73	23,105,105	174,255	0.75
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	28,189,838	201,740	0.71	26,284,603	188,799	0.71
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預 金	107,203,493	535,443	0.49	110,194,461	585,312	0.53
資金調達勘定	160,622,313	3,957	0.002	162,772,775	38,206	0.02
うち貯金・定積	160,620,265	3,954	0.002	162,770,949	38,206	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,048	3	0.17	1,826	0	0.1
総資金利ざや			0.51			0.10

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）×100

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年3月期 増 減 額	令和7年3月期 増 減 額		令和6年3月期 増 減 額	令和7年3月期 増 減 額
受 取 利 息	19,531	46,081	支 払 利 息	△517	34,199
うち貸出金	1,017	9,153	うち貯金・定積	△443	34,252
うち商品有価証券	—	—	うち譲渡性貯金	—	—
うち有価証券	16,417	△12,941	うち借入金	△74	△52
うちコールローン	—	—			
うち買入手形	—	—	差 引	19,017	11,881
うち預 金	2,096	49,869			

注：増減額は、前年度対比です。

共済事業の状況

長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期				令和7年3月期				
	新契約高		保有契約高		新契約高		保有契約高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生 命 系	終身共済	143	740,175	14,144	105,231,918	240	1,226,523	13,881	97,724,104
	定期生命共済	5	62,000	16	162,500	125	1,995,000	140	2,137,500
	養老生命共済	86	277,000	4,631	24,986,392	67	211,200	4,079	21,493,762
	うちこども共済	73	215,200	2,142	6,402,063	61	176,300	2,115	6,229,800
	医療共済	191	-	5,827	746,000	284	2,500	5,799	717,700
	がん共済	38	-	859	257,000	49	-	875	249,500
	定期医療共済	-	-	393	1,033,400	-	-	368	961,200
	介護共済	15	33,750	1,994	4,497,375	89	270,580	1,998	4,625,800
	認知症共済	12	-	38	-	2	-	37	-
	生活障害共済	7	-	159	-	3	-	155	-
	特定重度疾病共済	16	-	165	-	12	-	164	-
	年金共済	43	-	4,822	8,000	67	-	4,534	8,000
	建物系	建物更生共済	552	6,487,870	10,852	141,875,843	483	5,684,880	10,577
合 計	1,108	7,600,796	43,900	278,798,430	1,421	9,390,683	42,607	266,580,618	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期				令和7年3月期			
	新契約高		保有高		新契約高		保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療共済	191	35	5,827	30,449	284	49	5,799	28,680
がん共済	38	210	859	5,553	49	260	875	5,623
定期医療共済	-	-	393	1,977	-	-	368	1,850
合 計	229	245	7,079	37,979	333	309	7,042	36,153
		25,616		95,700		35,684		133,370

(注) 金額は、医療共済と合計は上段に入院共済金額及び下段に治療共済金額、がん共済と定期医療共済は入院共済金額を表示しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期		令和7年3月期	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,994	5,134,940	1,998	5,325,953
認知症共済	38	70,000	37	60,500
生活障害共済(一時金型)	41	366,500	40	352,600
生活障害共済(定期年金型)	118	100,160	115	97,060
特定重度疾病共済	165	361,100	164	316,200

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

年金共済の年金保有額

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期				令和7年3月期			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年金開始前	43	23,729	3,326	2,047,434	67	39,704	3,203	1,973,240
年金開始後			1,496	914,036			1,331	735,299
合 計	43	23,729	4,822	2,961,470	67	39,704	4,534	2,708,540

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金額）を表示しています。

短期共済契約高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期			令和7年3月期		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,964	31,382,100	27,146	2,941	31,133,840	27,335
自 動 車 共 済	16,947		689,917	16,978		689,393
傷 害 共 済	7,299	34,354,000	1,364	7,830	39,248,500	1,451
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	26	104,000	623	25	100,000	622
賠償責任共済	138		340	136		358
自 賠 責 共 済	6,211		105,331	6,518		110,786
合 計	33,585		824,724	34,428		829,947

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

共済契約者数・被共済者数

(単位：人数)

種 類	令和6年3月期				令和7年3月期			
	共済契約者数		被共済者数		共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終 身 共 済	14	9,343	26	9,572	19	9,154	38	9,381
定期生命共済	—	16	—	16	4	138	2	140
養老生命共済	1	2,040	4	2,141	2	1,642	1	1,719
こども共済	9	1,370	63	1,828	3	1,345	46	1,800
医 療 共 済	7	10	10	5,593	7	4,990	11	5,567
が ん 共 済	—	—	—	822	3	816	3	840
定期医療共済	—	—	—	392	—	333	—	367
医 療 系 計	7	5,528	10	6,189	10	5,483	14	6,139
介 護 共 済	—	1,235	3	1,243	4	1,260	6	1,268
認 知 症 共 済	1	25	1	25	—	35	—	36
生 活 障 害 共 済	1	134	1	137	—	132	—	135
特定重度疾病共済	2	151	3	159	—	152	1	160
生命総合共済 小計 (年金共済を除く)	35	12,649	111	14,264	42	12,245	108	13,817
年 金 共 済	11	3,502	13	3,506	9	3,316	12	3,320
生命総合共済 合計	46	13,828	124	15,501	51	13,402	120	15,030
建 物 更 生 共 済	60	6,699			42	6,516		
自 動 車 共 済	335	10,294			331	10,274		
総 合 計	441	22,538			424	22,126		

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数（被共済者）の合計等が一致しないことがあります。

購買事業の状況

購買品目別取扱高

生産資材の取扱高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期			令和7年3月期			
	供給高	手数料	取扱高	供給高	手数料	取扱高	
生産資材	肥 料	358,463	—	—	337,016	—	—
	農 薬	226,588	—	—	238,272	—	—
	飼 料	—	9,472	606,632	—	9,851	601,400
	農 業 機 械	393,905	533	—	428,311	1,005	—
	自 動 車	101,673	—	—	96,567	—	—
	燃 料	1,323,830	5,746	78,053	1,373,666	5,540	90,903
	そ の 他	740,238	—	—	654,140	—	—
	小 計	3,144,699	15,753	684,686	3,127,976	16,397	692,303

生活資材の取扱高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期			令和7年3月期			
	供給高	手数料	取扱高	供給高	手数料	取扱高	
生活物資	食 品	65,053	3,523	59,955	73,386	2,962	51,407
	衣 料 品	—	234	1,534	—	166	1,030
	耐久消費財	—	11,897	135,317	—	11,004	110,563
	日用保健雑貨	—	686	6,351	—	300	5,683
	葬祭関係	—	55,667	420,314	—	48,934	394,406
	直 売 所	288,979	52,470	257,302	427,786	54,827	268,021
	小 計	354,032	124,477	880,775	501,172	118,196	831,113
購買品取扱高合計	3,498,731	140,232	1,565,462	3,629,148	134,594	1,523,416	

販売事業の状況

受託品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
米	266,342	284,377
麦・豆・雑穀	339,797	341,306
野 菜	4,189,074	4,780,760
果 実	49,966	80,604
花き・花木	233,520	221,488
畜 産 物	385,492	350,112
養 蚕	2,405	2,260
そ の 他	759,915	855,849
合 計	6,226,514	6,916,759

買取品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和6年3月期	令和7年3月期
種 子 大 和	5,227	4,024
かな清流米	48,113	91,846
も ち 麦	1,223	1,486
野 菜	48,123	32,826
合 計	102,687	130,184

その他事業の状況

保管事業取扱高

(単位：千円)

項目		令和6年3月期	令和7年3月期
収 益	保管料	6,206	7,037
	検査手数料	3,040	2,807
	その他の収益	523	988
	計	9,770	10,833
費 用	その他の費用	553	621
	計	553	621
差引		9,217	10,212

加工事業取扱高

(単位：千円)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期
製粉・精米	6,089	6,442
合計	6,089	6,442

利用事業取扱高

(単位：千円)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期
冷蔵庫	783	740
花粉銀行	242	436
堆肥散布	655	804
宅急便	9,095	8,601
農業技術銀行	3,406	3,238
リース料	7,875	16,825
その他	1,989	2,057
米麦調整施設	91,350	86,721
合計	115,395	119,425

宅地等供給事業

(単位：千円)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期
土地	975	2,393
建物	994	—
その他	11,350	10,772
合計	13,319	13,165

その他の事業

(単位：千円)

区分	令和6年3月期	令和7年3月期
農地利用集積事業	33	19
育苗センター事業	12,481	8,228
教育資材等	1,503	1,425
合計	14,017	9,673

経営諸指標

利益率

(単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
総資産経常利益率	0.16	△0.19
資本経常利益率	2.95	△5.38
総資産当期純利益率	0.09	△0.20
資本当期純利益率	2.18	△5.79

※ 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：千円、%)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期	増 減	
貯金・積金期末残高 (A)	161,305,698	158,766,195	△2,539,503	
貸出金期末残高 (B)	22,088,847	23,588,729	1,459,882	
貯貸率	期末 (B/A)	13.7	15.1	1.4
	期中平均	13.9	14.5	0.6
有価証券期末残高 (C)	28,002,744	25,543,999	△2,458,744	
貯証率	期末 (C/A)	15.5	16.0	△1.2
	期中平均	17.5	16.5	△0.9

※ 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,970,872	9,614,645
うち、出資金及び資本準備金の額	2,038,141	2,042,062
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,961,717	7,611,415
うち、外部流出予定額 (△)	19,823	19,899
うち、上記以外に該当するものの額	△9,163	△ 18,932
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	25,431	42,397
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	25,431	42,397
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,996,304	9,657,043
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,536	1,566
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,536	1,566
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,536	1,566

項 目	2023年度	2024年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,994,767	9,655,477
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,933,668	54,321,034
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	52,933,668	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,843,563	1,778,284
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	56,777,231	56,099,319
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	17.60	17.21

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：千円)

信用リスク・アセット	2023年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	514,989	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,614,444	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,600,154	—	—
外国の中央政府等以外の公共機関向け	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—

地方公共団体金融機関向け	694,116	69,411	2,776
我が国の政府関係機関向け	5,067,744	326,783	13,071
地方三公社向け	196,128	19,295	771
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	108,595,031	21,719,006	868,760
法人等向け	71,869	68,843	2,753
中小企業等向け及び個人向け	4,179,788	2,723,281	108,931
抵当権付住宅ローン	1,223,432	426,745	17,069
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	116,953	50,383	2,015
取立未済手形	—	—	—
信用保証協会等保証付	11,638,908	1,153,239	46,129
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	610,312	610,312	24,412
（うち出資等のエクスポージャー）	610,312	610,312	24,412
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,359,700	18,399,250	735,970
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,387,437	7,367,115	294,684
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—

(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—
スプルー	—	—	—
(うちレックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォルバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポート別計	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポート	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	172,871,011	52,933,668	2,117,346
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
<基礎的手法>	a		b = a × 4%
	3,843,563		153,742
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	A		b = a × 4%
	56,777,231		2,271,089

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	627,351	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	10,699,349	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	97,212	9,721	388
	我が国の政府関係機関向け	3,874,613	227,401	9,096
	地方三公社向け	196,294	19,323	772
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	106,455,748	21,491,149	859,645
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	595,498	595,498	23,819
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,418,007	1,735,045	69,401
	（うちトランザクター向け）	5,020	2,259	90
	不動産関連向け	5,435,524	3,990,447	159,617
	（うち自己居住用不動産等向け）	3,803,262	2,748,721	109,948
	（うち賃貸用不動産向け）	1,632,262	1,241,726	49,669
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	
（うちADC向け）	—	—	—	
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	109,201	94,688	3,787	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,030	5,485	219	
取立未済手形	21,251	4,250	170	
信用保証協会等による保証付	12,141,597	1,204,264	48,170	
株式会社地域経済活性化支援機構等に	—	—	—	

よる保証付			
株式等	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	4,328,379	4,318,007	172,720
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,328,379	4,318,007	172,720
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		169,879,361	54,321,034	2,172,841
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
	—			—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
	1,778,284			71,131
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 b=a×4%
	56,099,319			2,243,972

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,778,284
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	56,099,319
B I	1,185,522
B I C	142,262

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三か月延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和6年3月期				令和7年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	169,948,504	22,067,469	28,038,725	90,707	150,226,181	4,371,153	25,576,496	-
地域別残高計	169,948,504	22,067,469	28,038,725	90,707	150,226,181	4,371,153	25,576,496	-
法人	農業	221,969	221,969	-	343,342	343,342	-	4,591
	建設・不動産業	791,873	-	791,873	96,618	-	96,618	-
	運輸・通信業	2,596,244	-	2,596,244	2,097,635	-	2,097,635	-
	金融・保険業	115,992,528	-	-	114,727,300	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,734	1,734	-	969	968	-	-
	日本国政府・地方公共団体	27,778,359	3,127,752	24,650,607	-	26,991,278	3,609,034	23,382,244
	上記以外	524,284	73,781	-	-	1,013,307	417,808	-
個人	18,913,561	18,913,561	-	-	642,103	642,103	-	
その他	529,284	-	-	-	4,313,628	4,313,628	-	
業種別残高計	167,349,836	22,338,797	28,038,724	-	150,226,181	106,455,748	25,576,496	4,591
1年以下	107,155,874	100,216	0		102,955,069	316,820	100,152	
1年超3年以下	774,455	674,346	100,108		572,950	572,950	-	
3年超5年以下	947,480	947,480	0		909,379	909,379	-	
5年超7年以下	1,109,619	908,984	200,635		1,298,816	1,098,194	200,023	
7年超10年以下	2,159,168	2,159,168	0		3,636,369	2,928,167	708,201	
10年超	44,749,207	17,011,225	27,737,982		42,509,972	17,942,452	24,567,520	
期間の定めのないもの	10,110,806	266,047	0		12,113,154	245,943	-	
残存期間別残高計	167,006,609	22,067,466	28,038,725		163,995,709	24,013,905	25,576,496	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するもの）

除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和6年3月期					令和7年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	57,901	25,431	-	57,901	25,431	25,431	42,397	-	25,431	42,397
個別貸倒引当金	100,448	105,746	-	100,448	105,746	105,746	141,150	-	105,746	141,150

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期						令和7年3月期					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	42,792	-	-	-	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-
地域別計	42,792	-	-	-	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-
法人												
農業	-	1,081	-	-	1,081	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	42,792	△708	-	708	42,084	-	43,165	-	-	-	48,253	-
業種別計	42,792	373	-	708	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。令和6年度に相殺した貸出金はありません。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資産 項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	627,351	—	627,351	—	—	0.00%
我が国の 中央政府 及び中央 銀行向け	0	14,617,979	—	14,617,979	—	—	0.00%
外国の中 央政府及 び中央銀 行向け	0~ 150	—	—	—	—	—	—
国際決済 銀行等向 け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共 団体向け	0	10,699,349	—	10,699,349	—	—	0.00%
外国の中 央政府等 以外の公 共部門向 け	20~ 150	—	—	—	—	—	—
国際開発 銀行向け	0~ 150	—	—	—	—	—	—
地方公共 団体金融 機構向け	10~ 20	97,212	—	97,212	—	97,212	10.00%
我が国の 政府関係 機関向け	10~ 20	3,874,613	—	3,874,613	—	227,401	5.87%
地方三公 社向け	20	196,294	—	196,294	—	19,323	9.84%
金融機 関、第一 種金融商 品取引業 者及び保 険会社向 け	20~ 150	106,455,748	—	106,455,748	—	21,491,149	20.19%
(うち 第一種 金融商 品取引 業者及 び保険 会社向 け)	20~ 150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボ ンド向け	10~ 100	—	—	—	—	—	—

法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～ 150	595,498	—	595,498	—	595,498	100.00%
（うち特定貸付債権向け）	20～ 150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～ 100	1,230,634	53,875	1,144,867	5,387,548	567,599	49.35%
（うちトラクタ向け）	45	—	50,200	—	—	5,020	—
不動産関連向け	20～ 150	5,435,524	—	5,391,231	—	3,990,447	74.02%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～ 75	3,803,262	—	3,767,700	—	2,748,721	72.95%
（うち貸貸用不動産向け）	30～ 150	1,632,262	—	1,623,531	—	1,241,726	76.48%
（うち事業用不動産関連向け）	70～ 150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100 ～ 150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～ 150	67,382	213	66,142	21	94,656	143.06%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	5,485	—	5,485	—	5,485	100.00%

取立未済手形	20	21,251	—	21,251	—	4,250	20.00%
信用保証協会等による保証付	0～10	12,141	—	12,042	—	1,204,264	10.00%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	13,751,858	—	13,742,284	—	26,104,903	189.96%
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段)	250	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	250.00%

に係る エクスポ ージャー)								
(うち 特定項 目のう ち調整 項目に 算入さ れない 部分に 係るエ クスポ ージャー)	250	—	—	—	—	—	—	—
(うち 総株主 等の議 決権の 百分の 十を超 える議 決権を 保有し ている 他の金 融機関 等に係 るその 他外部 TLAC 関連調 達手段 に係る エクスポ ージャー)	250	—	—	—	—	—	—	—
(うち 総株主 等の議 決権の 百分の 十を超 える議 決権を 保有し ていな い他の 金融機 関等 に係る その 他外部 LAC 関連調 達手段 に係る エクスポ ージャー)	150	—	—	—	—	—	—	—

ヤー)								
(うち 右記以 外のエ クスポ ーシャ ー)	100	—	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適 用分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件適 用分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち 不良債 権証券 化適用 分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・ 不良債 権証券 化適用 対象外 分)	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウ ェイトのみ なし計算が 適用される エクスポ ーシャ ー	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機 関等の対象 資本調達手 段に係るエ クスポー ーシャ ーに係る 経過措置に よりリス ク・アセット の額に算入 されなかつ たものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リ スク・アセッ トの額)	—	169,817,783	104,288	169,577,951	10,428	54,314,703	32.03%	

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,617,979		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,069,349	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,699,349		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—	7,212	—	—	—	—	—	—	—	—	97,212		
我が国の政府関係機関向け	1,600,594	2,274,018	—	—	—	—	—	—	—	—	3,874,613		
地方三公社向け	99,676	—	96,617	—	—	—	—	—	—	—	196,294		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	104,455,748	2,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—	106,455,748		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	595,498	—	—	—	—	595,498		
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	5,020,000	—	37,671	—	1,121,454	—	1,163,540	—	—	—	2,327,685		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	11,694	—	—	—	121,347	—	—	70,752	—	—	3,557,994	5,910	3,767,700
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち貸付用不動産向け	—	—	—	—	—	1,028,847	—	—	594,683	—	—	—	1,623,531
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	4,557	—	—	61,585	—	—	—	—	21	—	—	66,164
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	5,485	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,485
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	627,351	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	627,351
取立未済手形	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	21
信用保証協会等による保証付	—	12,039,692	—	—	—	—	—	—	—	2,947	—	—	12,042,639
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	25,729,587	25,729,587	—	—	—
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	5,761,861	5,761,861	—	1,441,387	1,441,387
	リスク・ウエイト20%	—	108,791,159	108,791,159	—	20,914,723	20,914,723
	リスク・ウエイト35%	—	1,223,432	1,223,432	—	42,471	42,471
	リスク・ウエイト50%	—	70,833	70,833	—	330	330
	リスク・ウエイト75%	—	4,179,788	4,179,788	—	3,277,889	3,277,889
	リスク・ウエイト100%	—	8,086,256	8,086,256	—	6,045,619	6,045,619
	リスク・ウエイト150%	—	29,483	29,483	—	94,358	94,358
	リスク・ウエイト250%	—	7,359,700	7,359,700	—	20,625,750	20,625,750
その他	—	11,640,444	11,640,444	—	1,878,504	1,878,504	
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	172,872,547	172,872,547	—	54,321,034	54,321,034

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウエイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	149,041,771	—	—	—
40%~70%	2,191,384	50,200	10%	50,200
75%	3,592,853	47,213	10%	47,213
80%	—	—	—	—
85%	40,610	—	—	—
90%~100%	1,722,448	—	—	—
105%~130%	597,129	—	—	—
150%	61,585	—	—	—

250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	128	6,875	10%	6,875
合計	157,247,910	104,288	10%	104,288

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

- ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,799,911	—	1,600,594
地方三公社向け	—	99,651	—	99,676
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	1,944	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14,746	1,130,687	6,257	1,115,878
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	59	—	3,896
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	2,760	9,659	5,834	82,522
合 計	17,506	3,041,915	12,092	2,902,569

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,600,594	—
地方三公社向け	—	99,676	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,257	1,115,878	—
自己居住用不動産等向け	5,834	82,522	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3,896	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	12,092	2,902,569	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

- ・BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD C（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD C、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- ・ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資または株式等のエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資または株式等のエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和6年3月		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,845,799	8,845,799	8,250,300	8,250,300
合計	8,845,799	8,845,799	8,250,300	8,250,300

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和6年3月期			令和7年3月期		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年3月期		令和7年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・換券会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年3月期		令和7年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,888	3,757	200	246
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	2,948	3,792		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	270	226		
7	最大値	2,948	3,792	200	246
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,655		9,874	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目 ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。

エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

業績・財務関係の状況（連結）

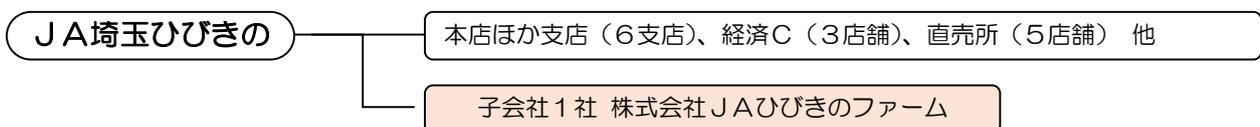
《連結子会社の概況》

JA及びその子会社の概況

JA埼玉ひびきのグループは、当JAと子会社である株式会社JAひびきのファームで構成されています。JA埼玉ひびきのは、先に述べたとおり、信用業務から共済、経済、福祉など総合的に事業を展開しています。これらの業務を補完し、さらに地域に根ざした活動を展開するために子会社（株）JAひびきのファーム）が、作業受託事業および農地を活用した営農事業を行っています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違ありません。

子会社の組織図（令和7年7月1日現在）



作業受託事業

組合員の皆様から「自作農が出来なくなった」「貸していた農地が返却されてしまった」等の理由により農地保全や農作業が困難になってしまったことに応える為、農作業受託を（株）JAひびきのファームが請け負っております。

営農事業

地域農業の持続可能性が相当なリスクを抱えている状況で、地域の農地を守るため、いわゆる「受け皿」として担い手と同じ土俵で地域に貢献するため、農業経営を行い、施設・露地野菜、米麦等を生産しております。

役員（令和7年7月1日現在）

代表取締役社長 五十嵐 雅樹 取締役 木村 徳成 取締役 中 秀幸
監査役 増田 貴彦

《業績の概要と連結決算の収支状況》

事業の概要

JA埼玉ひびきの管内の農業は、担い手の高齢化・後継者不足等から耕作放棄地が増加するなど地域農業の維持が喫緊の課題となっております。

こうした中、組合員が所有する「自作農が出来なくなった」「貸付農地が返却された」等の農地の保全や作業受託、さらには借受けた農地を活用して営農事業を行っています。

収支状況

（株）JAひびきのファームは設立から6年6か月が経過し、農業生産では作付品目等検討を行いつつ、作業受託事業を行っています。地域の組合員の負託に応えるため、親組合のJA埼玉ひびきのと協力しながら、地域の農業振興の為にこれからも尽力してまいります。

連結決算の収支状況

当JAと株式会社JAひびきのファームとを連結した財務諸表に基づく経常利益は△37,680万円、期末連結剰余金については△34,639万円でした。

連結自己資本比率は、17.18%でした。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円、%)

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
連結総資産額	164,584	168,022	169,722	165,742
連結純資産額	9,272	7,967	6,957	5,672
連結事業総利益	2,018	2,031	2,003	1,382
信用事業利益	768	878	865	172
共済事業利益	551	489	474	481
農業関連事業利益	460	412	499	683
その他の事業利益	237	252	170	48
連結経常利益	221	272	259	△376
連結当期剰余金	169	97	134	346
連結自己資本比率	17.26%	17.34%	17.62%	17.18%

※ 事業区分については、「農協法施行規則」の定めによるものです。

連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位:千円)

	令和6年3月期 (令和6年3月31日)	令和7年3月期 (令和7年3月31日)		令和6年3月期 (令和6年3月31日)	令和7年3月期 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	156,269,072	152,294,653	1 信用事業負債	161,353,685	158,805,819
(1)現金及び預金	109,108,872	107,055,261	(1)貯金	161,298,042	158,757,599
(2)有価証券	24,991,408	21,616,739	(2)借入金	2,046	193,644
(3)貸出金	22,088,847	23,548,729	(3)その他の信用事業負債	53,596	48,026
(4)その他の信用事業資産	147,699	155,524	2 共済事業負債	626,016	626,016
(5)貸倒引当金	△67,755	△81,600	(1)共済資金	353,895	353,895
2 共済事業資産	5,439	13,070	(2)未経過共済付加収入	263,373	0
(1)共済貸付金	0	0	(3)共済未払費用	7,776	7,776
(2)その他共済事業資産	5,439	13,070	(4)その他の共済事業負債	971	971
(3)貸倒引当金	0	0	3 経済事業負債	370,342	393,152
3 経済事業資産	1,136,376	1,244,923	(1)支払手形及び経済事業未払金	370,342	393,152
(1)受取手形及び経済事業未収金	846,356	858,198	(2)その他の経済事業負債	0	0
(2)棚卸資産	263,477	250,279	5 雑負債	304,776	269,643
(3)その他の経済事業資産	78,884	202,814	6 諸引当金	109,395	88,373
(4)貸倒引当金	△52,341	△66,369	(1)賞与引当金	36,378	35,017
4 雑資産	185,912	198,017	(2)退職給付に係る負債	61,620	36,765
5 固定資産	3,270,899	3,109,673	(3)役員退職慰労引当金	11,396	16,590
(1)有形固定資産	3,269,363	3,108,107	7 繰延税金負債	515	1,595
建物	4,904,540	4,853,637	負債の部合計	162,764,731	160,069,732
機械装置	1,083,005	1,069,097	(純資産の部)		
土地	1,169,179	1,157,421	1 組合員資本	9,969,281	9,599,742
建設仮勘定	16,619	0	(1)出資金	2,022,878	2,026,799
その他の有形固定資産	1,628,509	1,680,536	(2)資本剰余金	15,263	15,263
減価償却資産累計額	△5,532,490	△5,652,585	(3)利益剰余金	7,940,312	7,576,622
(2)無形固定資産	1,536	1,566	(4)処分未済持分	△9,163	△18,932
その他の無形固定資産	1,536	1,566	(5)子会社の所有する親組合出資金	△10	△10
6 外部出資	8,820,622	8,805,808	2 評価・換金差額等	△3,011,335	△3,927,260
(1)外部出資金	8,820,622	8,805,808	(1) その他有価証券評価差額金	△3,011,335	△3,927,260
7 退職給付に係る資産	2,748	3,774			
8 繰延税金資産	31,605	72,290	純資産の部合計	6,957,945	5,627,481
資産の部合計	169,722,677	165,742,213	負債及び純資産の部合計	169,722,677	165,742,213

■ 連結損益計算書

(単位:千円)

	令和6年3月期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		令和6年3月期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
1 事業総利益	2,003,864	1,382,078	2 事業管理費	1,886,730	1,896,461
(1) 信用事業収益	1,027,586	1,074,901	(1) 人件費	1,247,922	1,267,749
資金運用収益	935,896	982,952	(2) その他の事業管理費	638,808	628,711
(うち預金利息)	(535,443)	(585,312)			
(うち有価証券利息)	(201,740)	(188,799)	事業利益	117,133	△514,382
(うち貸出金利息)	(165,101)	(174,255)	3 事業外収益	196,491	202,995
(うちその他受入利息)	(33,610)	(34,584)	(1) 受取雑利息	202	180
役務取引等収益	48,730	55,152	(2) 受取出資配当金	99,807	101,947
その他経常収益	41,536	36,795	(4) その他の事業外収益	96,480	100,867
(2) 信用事業費用	161,665	902,582	4 事業外費用	53,748	65,421
資金調達費用	4,079	38,279	(1) 支払雑利息	0	0
(うち貯金利息)	(3,954)	(38,206)	(2) その他の事業外費用	53,748	65,421
(うち給付補填備金繰入)	(37)	(39)	経常利益	259,875	△376,808
(うち借入金利息)	(86)	(34)	5 特別利益	139,916	59,048
(うちその他支払利息)	(0)	(0)	(1) 固定資産処分益	0	4,122
役務取引等費用	9,948	9,957	(2) その他の特別利益	139,916	54,925
その他事業直接費用	102,815	770,594	6 特別損失	202,495	65,644
その他経常費用	44,822	83,750	(1) 固定資産処分損	0	4,148
(うち貸倒引当金繰入額)	(△30,705)	(△13,845)	(2) 固定資産圧縮損	130,916	936
(うち貸出金償却)	(0)	(0)	(3) 減損損失	71,578	60,559
信用事業総利益	865,920	172,318	税金等調整前当期利益	188,297	△383,405
(3) 共済事業収益	517,319	528,469	法人税、住民税及び事業税	51,285	3,700
共済付加収入	488,465	484,983	法人税等調整額	2,426	△40,705
その他の収益	28,854	43,486	法人税等合計	53,712	△37,005
(4) 共済事業費用	43,150	46,544	当期利益	134,584	△346,399
共済推進費及び共済保全費	38,381	40,164	非支配株主に帰属する当期利益	0	0
その他の費用	4,769	6,380	当期剰余金	134,584	△346,399
共済事業総利益	474,168	481,925			
(5) 購買事業収益	3,648,722	3,778,629			
購買品供給高	3,192,737	3,189,570			
購買手数料	87,762	79,767			
その他の収益	368,222	509,291			
(6) 購買事業費用	3,244,593	3,338,048			
購買品供給原価	2,856,019	2,845,228			
購買品供給費	60,440	58,214			
その他の費用	328,134	434,605			
購買事業総利益	404,128	440,580			
(7) 販売事業収益	424,322	499,067			
販売品販売高	138,443	164,170			
販売手数料	124,239	149,512			
その他の収益	161,638	185,384			
(8) 販売事業費用	222,246	261,039			
販売品販売原価	125,453	161,256			
販売費	6,800	8,356			
その他の費用	89,992	91,426			
販売事業総利益	202,076	238,027			
(9) その他事業収益	172,822	187,313			
(10) その他事業費用	115,251	138,087			
その他事業総利益	57,570	49,226			

■ 連結注記表等

令和6年3月期 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和7年3月期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却</p>	<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法</p> <p>ウ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等</p>

を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 54,334千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 71,578千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 131,178千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。

③ 追加情報（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 95,395千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 60,559千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成

した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 183,548千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	295,478
機 械 装 置	96,052
その他有形固定資産	24,561
合 計	416,091

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金(雑資産)	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金(雑資産)	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金(有価証券(国債))	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 21,007千円

子会社等に対する金銭債務の総額 8,347千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

(5) 債権のうち農業協同組合施設行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は101,546千円、危険債権額は188,242千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は289,789千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	41,255千円
うち事業取引高	27,236千円
うち事業取引以外の取引高	14,018千円
② 子会社等との取引による費用総額	0千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	-千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけられた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグループングを実施した結果、支店、直売所、催事相談センター、スタンドをグループングの最小単位に、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

催事事業のグループングについては、受注は催事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、催事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳

当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額(単位：千円)
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金(雑資産)	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金(雑資産)	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金(雑資産)	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金(有価証券(国債))	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 25,539千円

子会社等に対する金銭債務の総額 9,335千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 -千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

(5) 債権のうち農業協同組合施設行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は116,189千円、危険債権額は148,650千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は264,840千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	27,458千円
うち事業取引高	11,024千円
うち事業取引以外の取引高	16,434千円
② 子会社等との取引による費用総額	0千円
うち事業取引高	0千円
うち事業取引以外の取引高	-千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけられた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグループングを実施した結果、支店、直売所、催事相談センター、スタンドをグループングの最小単位に、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

催事事業のグループングについては、受注は催事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、催事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳

当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。

場所	用途	金額	備考
アグリパーク上里	直売所	68,984千円	建物 65,322千円 その他の有形固定資産 3,661千円
こだま館直売所	直売所	733千円	その他の有形固定資産 733千円
催事相談センター	直売所	1,861千円	建物 1,861千円

③ 減損損失を認識するに至った経緯

アグリパーク上里、こだま館直売所、催事相談センターについては営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

こだま館直売所と催事相談センターの固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。アグリパーク上里については、回収可能価額が見込めないことから、備忘価額まで減損しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が917,808千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

場所	用途	金額	種類
本庄北支店	事務所	60,559千円	建物 37,469千円 その他有形固定資産 23,089千円

③ 減損損失を認識するに至った経緯

本庄北支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

本庄北支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が626,913千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	108,593,822	108,521,771	△72,050
有価証券			
満期保有目的の債券	10,544,258	9,059,150	△1,485,108
その他有価証券	14,447,150	14,447,150	—
貸出金(*1)	22,285,359		
貸倒引当金(*2)	△67,755		
貸倒引当金控除後	22,217,604	22,291,743	74,139
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	771,903		
貸倒引当金控除後	△52,341		
	719,562	719,562	—
資産計	156,522,396	155,039,376	△1,483,020
貯金	161,305,698	161,221,881	△83,816
負債計	161,305,698	161,221,881	△83,816

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下「OIS」という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ. 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,860,612

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

異なることもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	106,427,808	106,125,469	△302,339
有価証券			
満期保有目的の債券	10,646,429	8,124,290	△2,522,139
その他有価証券	10,970,310	10,970,310	—
貸出金(*1)	23,983,430		
貸倒引当金(*2)	△81,600		
貸倒引当金控除後	23,901,829	23,776,227	△125,601
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	764,788		
貸倒引当金控除後	△66,369		
	698,419	698,419	—
資産計	152,644,796	149,694,716	△2,950,080
貯金	158,766,195	158,497,544	△268,650
負債計	158,766,195	158,497,544	△268,650

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下「OIS」という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ. 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,845,798

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	107,593,822	-	-	-	-	1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	100,000	-	-	-	10,500,000
その他償還期が不明な債券	-	-	-	-	-	17,600,000
貸出金(*1,2)	2,018,107	1,638,820	1,463,882	1,348,469	1,224,054	14,553,856
経済事業未収金(*3)	694,829	-	-	-	-	-
合計	110,306,758	1,738,820	1,463,882	1,348,469	1,224,054	43,653,856

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 238,434千円については「1年以内」に含めています。
 (*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 27,960千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 77,074千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	157,119,781	2,094,564	1,923,187	509,005	667,660	-
合計	157,119,781	2,094,564	1,923,187	509,005	667,660	-

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

- ① 満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額		時価	差額
	地方債	小計		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	99,943	99,943	100,510	566
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	4,770,814	787,958	4,213,790	△557,024
	3,588,743	1,296,798	3,038,650	△550,093
	787,958	1,296,798	645,920	△142,038
	1,296,798	10,444,315	1,060,280	△236,518
合計	10,544,258	10,544,258	9,059,150	△1,485,108

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	地方債	307,740	301,819	5,920
	政府保証債	206,920	200,000	6,920
	小計	1,141,060	1,109,226	31,833
	国債	7,791,560	9,216,758	△1,425,198
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	地方債	2,704,470	3,466,613	△762,143
	公社公団債	2,578,460	3,367,258	△788,798
	政府保証債	231,600	298,628	△67,028
	小計	13,306,090	16,349,258	△3,043,168
合計	14,447,150	17,458,485	△3,011,335	

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	358,489	-	42,073
地方債	345,762	1,421	47,512
受益証券	86,770	-	13,230
合計	791,021	1,421	102,815

- (4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券
 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

- (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券(外部出資)

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	103,422,199	-	-	-	-	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	-	-	-	-	10,600,000
その他償還期が不明な債券	-	-	-	-	-	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,092,759	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	15,895,633
経済事業未収金(*3)	677,209	-	-	-	-	-
合計	106,292,107	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	44,495,633

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 249,797千円については「1年以内」に含めています。
 (*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 67,705千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
 (*3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 87,579千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	-
合計	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	-

- (*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

- ① 満期保有目的の債券
 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額		時価	差額
	地方債	小計		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	99,988	99,988	100,010	21
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	4,771,909	788,422	3,736,330	△1,035,579
	3,689,158	788,422	2,798,490	△890,668
	788,422	1,296,949	566,210	△222,212
	1,296,949	10,546,440	923,250	△373,699
合計	10,646,429	10,646,429	8,124,290	△2,522,139

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	地方債	2,095,490	2,993,086	△897,596
	公社公団債	1,147,630	1,778,013	△630,383
	政府保証債	260,830	299,685	△38,855
	小計	10,970,310	14,897,570	△3,927,260
合計	10,970,310	10,970,310	14,897,570	△3,927,260

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
地方債	549,345	-	226,160
公社公団債	1,107,434	-	482,652
政府保証債	137,174	-	61,780
合計	1,793,953	-	770,592

- (4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券
 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

- (5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券(外部出資)

当年度において、25,186千円減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員は退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	69,441千円
退職給付費用	57,262千円
退職給付の支払額	△23,555千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△41,529千円
期末における退職給付引当金	61,620千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	1,068,137千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,006,517千円
未積立退職給付債務	61,620千円
退職給付引当金	61,620千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	57,262千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,808千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、133,314千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
その他有価証券評価差額金（評価差損）	819,083
退職給付引当金	16,760
減損損失（土地）	12,600
減損損失（建物等）	73,790
資産除去債務	26,770
令和3年度税務調査償却	68
貸倒引当金	17,096
賞与引当金	9,894
子会社株式（寄付修正）	11,328
棚卸評価替	91
減価償却の償却超過	6,564
役員退職慰労引当金	3,099
未払事業税・地方法人特別税	3,049
J A商品券	1,857
未収貸出金利息自己否認	165
未払法定福利費	1,583
外部出資等減損	8,346
一括償却資産ほか	408
小計	1,012,559
評価性引当額	△958,225
繰延税金資産合計	54,334

繰延税金負債	
項目	金額
圧縮積立金	△14,760
有形固定資産（除去費用）	△616
全農外部出資	△7,419
繰延税金負債合計	△22,795
繰延税金資産の純額	31,538

2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

調整	法定実効税率	27.2%
交際費等の損金不算入額	3.2%	
評価性引当額の増減	1.4%	
住民税均等割額	1.7%	
法人税の特別控除	△0.6%	
受取配当等の益金不算入額	△6.5%	
その他	0.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.9%

当年度において、14,813千円減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	61,620千円
退職給付費用	58,737千円
退職給付の支払額	△43,131千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△40,460千円
期末における退職給付引当金	36,765千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	949,824千円
確定給付型年金制度（DB）	△913,059千円
未積立退職給付債務	36,765千円
退職給付引当金	36,765千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	58,737千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,448千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、122,125千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
その他有価証券評価差額金（評価差損）	819,083
退職給付引当金	16,760
減損損失（土地）	12,600
減損損失（建物等）	73,790
資産除去債務	26,770
令和3年度税務調査償却	68
貸倒引当金	17,096
賞与引当金	9,894
子会社株式（寄付修正）	11,328
棚卸評価替	91
減価償却の償却超過	6,564
役員退職慰労引当金	3,099
未払事業税・地方法人特別税	3,049
J A商品券	1,857
未収貸出金利息自己否認	165
未払法定福利費	1,583
外部出資等減損	8,346
一括償却資産ほか	408
小計	1,012,559
評価性引当額	△958,225
繰延税金資産合計	54,334

繰延税金負債	
項目	金額
圧縮積立金	△14,760
有形固定資産（除去費用）	△616
全農外部出資	△7,419
繰延税金負債合計	△22,795
繰延税金資産の純額	31,538

調整	法定実効税率	27.2%
交際費等の損金不算入額	3.2%	
評価性引当額の増減	1.4%	
住民税均等割額	1.7%	
法人税の特別控除	△0.6%	
受取配当等の益金不算入額	△6.5%	
その他	0.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.9%

9. 収益認識に関する注記
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,022千円
時の経過による調整額	397千円
期末残高	98,420千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1年以内	17,967千円
1年超	39,185千円
合計	54,152千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.2%
調整	
交際費等の損金不算入額	△3.0%
評価性引当額の増減	△21.3%
住民税均等割額	△1.0%
受取配当等の益金不算入額	3.8%
取用の特別控除	2.7%
税率変更による期末繰延税金資産の影響額	1.7%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.1%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から27.9%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は950千円増加し、法人税等調整額は950千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,420千円
時の経過による調整額	387千円
資産除去債務の履行による減少額	△890千円
期末残高	97,916千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1年以内	28,818千円
1年超	71,193千円
合計	100,012千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

■ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
	(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	290,296	368,073
2 利益剰余金増加高	152,475	△346,399
当期剰余金	152,475	△346,399
3 利益剰余金減少高	19,823	△19,899
配当金	19,823	△19,899
4 利益剰余金期末残高	422,949	1,773

農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権額	三月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合計
令和6年3月期	101,546	188,242	—	—	—
令和7年3月期	116,189	148,650	—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいう。
4. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいう。

事業別経常収益等

(単位：千円)

区分	項目	令和6年度 3月期	令和7年度 3月期
信用事業	事業収益	1,027,586	1,074,901
	経常利益	865,920	172,318
	資産の額	156,269,072	152,294,653
共済事業	事業収益	517,319	528,469
	経常利益	474,168	481,925
	資産の額	5,439	13,070
農業関連事業	事業収益	3,648,722	3,778,629
	経常利益	404,129	440,580
	資産の額	1,136,376	1,244,923
その他事業	事業収益	172,822	187,313
	経常利益	57,570	49,226
	資産の額	12,311,790	12,189,567
計	事業収益	117,133	△514,382
	経常利益	259,875	△376,808
	資産の額	169,722,677	165,742,213

連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、17.18%となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

- 資本調達手段の種類 普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額 2,026,799千円（前年度2,022,878千円）

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,970,872	9,599,742
うち、出資金及び資本準備金の額	2,038,141	2,026,799
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,961,717	7,576,622
うち、外部流出予定額 (△)	19,823	19,899
うち、上記以外に該当するものの額	△9,163	△ 18,932
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	25,431	42,397
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	25,431	42,397
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,996,304	9,642,139
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,536	1,566
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,536	1,566
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,536	1,566

項 目	2023年度	2024年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,994,767	9,640,573
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,933,668	54,321,034
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	52,933,668	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,843,563	1,778,284
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	56,777,231	56,099,319
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	17.60%	17.18%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：千円)

信用リスク・アセット	2023年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
現金	514,989	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,614,444	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,600,154	—	—
外国の中央政府等以外の公共機関向け	—	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—

地方公共団体金融機関向け	694,116	69,411	2,776
我が国の政府関係機関向け	5,067,744	326,783	13,071
地方三公社向け	196,128	19,295	771
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	108,595,031	21,719,006	868,760
法人等向け	71,869	68,843	2,753
中小企業等向け及び個人向け	4,179,788	2,723,281	108,931
抵当権付住宅ローン	1,223,432	426,745	17,069
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	116,953	50,383	2,015
取立未済手形	—	—	—
信用保証協会等保証付	11,638,908	1,153,239	46,129
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	610,312	610,312	24,412
（うち出資等のエクスポージャー）	610,312	610,312	24,412
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,359,700	18,399,250	735,970
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,387,437	7,367,115	294,684
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—

(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化		—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちレックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	172,871,011	52,933,668	2,117,346
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
<基礎的手法>	a		b = a × 4%
	3,843,563		153,742
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	A		b = a × 4%
	56,777,231		2,271,089

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：千円)

		2024年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	627,351	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	10,699,349	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	97,212	9,721	388
	我が国の政府関係機関向け	3,874,613	227,401	9,096
	地方三公社向け	196,294	19,323	772
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	106,455,748	21,491,149	859,645
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	595,498	595,498	23,819
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,418,007	1,735,045	69,401
	(うちトランザクター向け)	5,020	2,259	90
	不動産関連向け	5,435,524	3,990,447	159,617
	(うち自己居住用不動産等向け)	3,803,262	2,748,721	109,948
	(うち賃貸用不動産向け)	1,632,262	1,241,726	49,669
(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	
(うちADC向け)	—	—	—	
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	109,201	94,688	3,787	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,030	5,485	219	
取立未済手形	21,251	4,250	170	
信用保証協会等による保証付	12,141,597	1,204,264	48,170	
株式会社地域経済活性化支援機構等に	—	—	—	

よる保証付			
株式等	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	4,328,379	4,318,007	172,720
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,328,379	4,318,007	172,720
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—

	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		169,879,361	54,321,034	2,172,841
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
	—			—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a			所要自己資本額 b=a×4%
	1,778,284			71,131
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a			所要自己資本額 b=a×4%
	56,099,319			2,243,972

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,778,284
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	56,099,319
B I	1,185,522
B I C	142,262

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三か月延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和6年3月期				令和7年3月期			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	169,948,504	22,067,469	28,038,725	90,707	150,226,181	4,371,153	25,576,496	-
地域別残高計	169,948,504	22,067,469	28,038,725	90,707	150,226,181	4,371,153	25,576,496	-
法人	農業	221,969	221,969	-	-	343,342	343,342	4,591
	建設・不動産業	791,873	-	791,873	-	96,618	96,618	-
	運輸・通信業	2,596,244	-	2,596,244	-	2,097,635	2,097,635	-
	金融・保険業	115,992,528	-	-	-	114,727,300	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,734	1,734	-	-	969	968	-
	日本国政府・地方公共団体	27,778,359	3,127,752	24,650,607	-	26,991,278	3,609,034	23,382,244
上記以外	524,284	73,781	-	-	1,013,307	417,808	-	
個人	18,913,561	18,913,561	-	-	642,103	642,103	-	
その他	529,284	-	-	-	4,313,628	4,313,628	-	
業種別残高計	167,349,836	22,338,797	28,038,724	-	150,226,181	106,455,748	25,576,496	4,591
1年以下	107,155,874	100,216	0		102,955,069	316,820	100,152	
1年超3年以下	774,455	674,346	100,108		572,950	572,950	-	
3年超5年以下	947,480	947,480	0		909,379	909,379	-	
5年超7年以下	1,109,619	908,984	200,635		1,298,816	1,098,194	200,023	
7年超10年以下	2,159,168	2,159,168	0		3,636,369	2,928,167	708,201	
10年超	44,749,207	17,011,225	27,737,982		42,509,972	17,942,452	24,567,520	
期間の定めのないもの	10,110,806	266,047	0		12,113,154	245,943	-	
残存期間別残高計	167,006,609	22,067,466	28,038,725		163,995,709	24,013,905	25,576,496	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシー

ト・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和6年3月期					令和7年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	57,901	25,431	-	57,901	25,431	25,431	42,397	-	25,431	42,397
個別貸倒引当金	100,448	105,746	-	100,448	105,746	105,746	141,150	-	105,746	141,150

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期						令和7年3月期					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	42,792	-	-	-	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-
地域別計	42,792	-	-	-	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-
法人												
農業	-	1,081	-	-	1,081	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	42,792	△708	-	708	42,084	-	43,165	-	-	-	48,253	-
業種別計	42,792	373	-	708	43,165	-	43,165	-	-	-	48,253	-

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資産 項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現金	0	627,351	—	627,351	—	—	0%
我が国の 中央政府 及び中央 銀行向け	0	14,617,979	—	14,617,979	—	—	0%
外国の中 央政府及 び中央銀 行向け	0~ 150	—	—	—	—	—	—
国際決済 銀行等向 け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共 団体向け	0	10,699,349	—	10,699,349	—	—	0%
外国の中 央政府等 以外の公 共部門向 け	20~ 150	—	—	—	—	—	—
国際開発 銀行向け	0~ 150	—	—	—	—	—	—
地方公共 団体金融 機構向け	10~ 20	97,212	—	97,212	—	97,212	10.00%
我が国の 政府関係 機関向け	10~ 20	3,874,613	—	3,874,613	—	227,401	5.87%
地方三公 社向け	20	196,294	—	196,294	—	19,323	9.84%
金融機 関、第一 種金融商 品取引業 者及び保 険会社向 け	20~ 150	106,455,748	—	106,455,748	—	21,491,149	20.19%
(うち 第一種 金融商 品取引 業者及 び保険 会社向 け)	20~ 150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボ ンド向け	10~ 100	—	—	—	—	—	—

法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	595,498	—	595,498	—	595,498	100.00%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,230,634	53,875	1,144,867	5,387,548	567,599	49.35%
（うちトランザクター向け）	45	—	50,200	—	—	5,020	—
不動産関連向け	20～150	5,435,524	—	5,391,231	—	3,990,447	74.02%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	3,803,262	—	3,767,700	—	2,748,721	72.95%
（うち貸貸用不動産向け）	30～150	1,632,262	—	1,623,531	—	1,241,726	76.48%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	67,382	213	66,142	21	94,656	143.06%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに	100	5,485	—	5,485	—	5,485	100.00%

係る延滞							
取立未済手形	20	21,251	—	21,251	—	4,250	20.00%
信用保証協会等による保証付	0～10	12,141	—	12,042	—	1,204,264	10.00%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	13,751,858	—	13,742,284	—	26,104,903	189.96%
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調	250	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	250.00%

達手段に係るエクスポージャー)								
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る	150	—	—	—	—	—	—	—

エクスポージャー)								
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	—	—	—	—	—	—	—
証券化	—		—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リス	—	169,817,783	104,288	169,577,951	10,428	54,314,703	32.03%	

ク・アセ ットの 額)							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—	—	—	—	14,617,979						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,069,349	—	—	—	—	—	—	1,069,349					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	7,212	—	—	—	—	—	7,212					
我が国の政府関係機関向け	1,600,594	2,274,018	—	—	—	—	—	3,874,613					
地方三公社向け	99,676	—	96,617	—	—	—	—	196,294					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	104,455,748	2,000,000	—	—	—	—	—	—	106,455,748				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	595,498	—	—	—	—	595,498		
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—					
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—					
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,020,000	37,671	1,121,454	1,163,540	2,327,685								
(うちトランザクター向け)	5,020,000	—	—	—	5,020,000								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	11,694	—	—	121,347	—	—	70,752	—	—	3,557,994	5,910	3,767,700	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け (うち貸付用不動産向け)	—	—	—	—	1,028,847	—	—	594,683	—	—	—	1,623,531	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	60%	その他	合計										
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け (うちADC向け)	—	—	—										
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	4,567	—	61,585	21	66,164								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	5,485	—	—	5,485								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	627,351	—	—	—	—	627,351							
取立未済手形	—	—	21	—	—	21							
信用保証協会等による保証付	—	12,039,692	—	—	2,947	12,042,639							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証	—	—	—	—	—	—							
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—							

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	—	25,729,587	25,729,587	—	—	—
	リスク・ウエイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	5,761,861	5,761,861	—	1,441,387	1,441,387
	リスク・ウエイト20%	—	108,791,159	108,791,159	—	20,914,723	20,914,723
	リスク・ウエイト35%	—	1,223,432	1,223,432	—	42,471	42,471
	リスク・ウエイト50%	—	70,833	70,833	—	330	330
	リスク・ウエイト75%	—	4,179,788	4,179,788	—	3,277,889	3,277,889
	リスク・ウエイト100%	—	8,086,256	8,086,256	—	6,045,619	6,045,619
	リスク・ウエイト150%	—	29,483	29,483	—	94,358	94,358
	リスク・ウエイト250%	—	7,359,700	7,359,700	—	20,625,750	20,625,750
	その他	—	11,640,444	11,640,444	—	1,878,504	1,878,504
リスク・ウエイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	172,872,547	172,872,547	—	54,321,034	54,321,034

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウエイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	149,041,771	—	—	—
40%~70%	2,191,384	50,200	10%	50,200
75%	3,592,853	47,213	10%	47,213
80%	—	—	—	—
85%	40,610	—	—	—
90%~100%	1,722,448	—	—	—
105%~130%	597,129	—	—	—
150%	61,585	—	—	—

250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	128	6,875	10%	6,875
合計	157,247,910	104,288	10%	104,288

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,799,911	—	1,600,594
地方三公社向け	—	99,651	—	99,676
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	1,944	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14,746	1,130,687	6,257	1,115,878
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	59	—	3,896
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	2,760	9,659	5,834	82,522
合 計	17,506	3,041,915	12,092	2,902,569

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,600,594	—
地方三公社向け	—	99,676	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び 保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,257	1,115,878	—
自己居住用不動産等向け	5,834	82,522	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3,896	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	12,092	2,902,569	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

- ・BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- ・ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資または株式等のエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資または株式等のエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和6年3月		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,845,799	8,845,799	8,250,300	8,250,300
合計	8,845,799	8,845,799	8,250,300	8,250,300

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和6年3月期			令和7年3月期		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年3月期		令和7年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・換券会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和6年3月期		令和7年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,888	3,757	200	246
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	2,948	3,792		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	270	226		
7	最大値	2,948	3,792	200	246
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,655		9,874	

- ・ 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

J A 埼玉ひびきの沿革（あゆみ）

平成 9年 4月 1日	埼玉ひびきの農業協同組合設立 (被合併JA) JA埼玉本庄・JA上里町・JA埼玉美里 JA児玉町・JA神川・JA神泉村
平成 9年10月 1日	第1期総代選挙(任期:平成9年10月1日~平成12年9月30日迄)
平成 9年11月29日	第1回臨時総代会(場所:美里町遺跡の森館)
平成10年 6月 6日	第1回通常総代会(場所:本庄市民文化会館)
平成10年 9月 5日	支店運営協議会発足
平成11年 6月12日	第2回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成12年 6月24日	第3回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成12年10月 1日	第2期総代選挙(任期:平成12年10月1日~平成15年9月30日迄)
平成12年11月 9日	第2回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成13年 6月23日	第4回通常総代会(場所:本庄市民文化会館)
平成13年12月15日	第3回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成14年 6月15日	第5回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成14年11月20日	第4回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成15年 6月21日	第6回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成15年10月 1日	第3期総代選挙(任期:平成15年10月1日~平成18年9月30日迄)
平成16年 6月24日	第7回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成17年 1月27日	第5回臨時総代会(場所:JA児玉支店)
平成17年 6月15日	第8回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成18年 6月27日	第9回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成18年10月 1日	第4期総代選挙(任期:平成18年10月1日~平成21年9月30日迄)
平成19年 2月26日	支店再編により20支店体制から6支店体制になる。
平成19年 6月26日	第10回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成20年 6月17日	第11回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成21年 6月17日	第12回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成21年10月 1日	第5期総代選挙(任期:平成21年10月1日~平成24年9月30日迄)
平成22年 6月29日	第13回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成23年 6月14日	第14回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成24年 6月26日	第15回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成24年10月 1日	第6期総代選挙(任期:平成24年10月1日~平成27年9月30日迄)
平成25年 6月26日	第16回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成26年 3月16日	農機自動車センター オープン
平成26年 5月 7日	本店・本庄南支店 移転
平成26年 6月16日	第17回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成27年 6月24日	第18回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成27年10月 1日	第7期総代選挙(任期:平成27年10月1日~平成30年9月30日迄)
平成28年 6月23日	第19回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成29年 4月 8日	合併20周年記念式典開催(場所:本庄市民文化会館)
平成29年 6月14日	第20回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成29年11月19日	アグリパーク上里 オープン
平成30年 4月 2日	新美里支店 オープン
平成30年 6月27日	第21回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成30年10月 1日	第8期総代選挙(任期:平成30年10月1日~令和3年9月30日迄)
令和 元年 6月26日	第22回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 2年 4月 1日	美里・児玉・神川営農経済センター統合により南部営農経済センターになる。
令和 2年 6月 1日	本店分館 オープン
令和 2年 6月12日	第23回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 2年12月16日	令和2年度臨時総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 3年 6月23日	第24回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 3年10月 1日	第9期総代選挙(任期:令和3年10月1日~令和6年9月30日迄)
令和 4年 6月23日	第25回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 5年 6月14日	第26回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 6年 6月26日	第27回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 7年 6月24日	第28回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)

店舗等一覧（JA埼玉ひびきの/株JAひびきのファーム）

本庄市

部署支店	所在地	電話番号	備考
本店	本庄市早稲田の杜1-14-1	0495-24-7711	
本店分館	本庄市北堀249-1	0495-71-5666	
本庄北支店	本庄市642-2	0495-24-1525	ATM2台
本庄南支店	本庄市早稲田の杜1-14-1	0495-24-1535	ATM2台
児玉支店	本庄市児玉町吉田林48-1	0495-72-1244	ATM2台
本庄営農センター	本庄市628-1	0495-24-4364	
本庄経済センター	本庄市628-1	0495-24-3288	
南部営農経済センター	本庄市児玉町蛭川239	0495-72-2998	
児玉ライスセンター	本庄市児玉町蛭川239	0495-72-5195	
農機自動車センター	本庄市児玉町蛭川960-1	0495-72-5307	
本庄あおぞら館農産物直売所	本庄市643-2	0495-25-4183	
児玉こだま館農産物直売所	本庄市児玉町蛭川223-1	0495-72-2818	
アグリホール児玉	本庄市児玉町蛭川285	0495-72-8777	

上里町

部署名	所在地	電話番号	備考
上里支店	上里町大字七本木165-3	0495-33-0549	ATM3台
上里営農経済センター	上里町大字帯刀808-1	0495-34-1611	
上里カントリーエレベーター	上里町大字帯刀808-1	0495-34-1280	
アグリパーク上里直売所	上里町大字勅使河原1000-7	0495-33-6871	
アグリホール上里	上里町大字神保原町794	0495-35-3152	

美里町

部署名	所在地	電話番号	備考
美里支店	美里町大字木部343	0495-76-3131	ATM2台
南部営農経済センター美里倉庫	美里町大字古郡496-1	0495-76-0211	
美里スタンド	美里町大字甘粕10-5	0495-76-0961	
美里万葉の里農産物直売所	美里町大字猪俣2321-1	0495-76-2104	
株式会社JAひびきのファーム	美里町大字木部327-1	0495-71-5301	

神川町

部署名	所在地	電話番号	備考
神川支店	神川町大字関口83-1	0495-77-2401	ATM2台
南部営農経済センター神川倉庫	神川町大字貫井316	0495-77-2617	
神川ライスセンター	神川町大字貫井317	0495-77-0366	
神川スタンド	神川町大字関口83-1	0495-77-3159	
神川かみかわ館農産物直売所	神川町大字八日市10-1	0495-77-0355	

開示項目一覽

農業協同組合法施行規則第204条（単体）

1	業務の運営の組織	19	(5) 主要な農業関係の貸出実績	50
2	理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	21	(6) 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	50
3	会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	21	(7) 貯貸率の期末値及び期中平均値	62
4	事務所の名称及び所在地	124	【有価証券に関する指標】	
5	組合の主要な事業の内容	23	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	51
6	直近の事業年度における業績の状況	32	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均期間別の残高	51
7	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	33	(3) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存残高	52
	(1) 経常収益(農業協同組合にあっては、第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		(4) 貯証率の期末値及び期中平均値	62
	(2) 経常利益又は経常損失		9 組合の業務の運営に関する事項	
	(3) 当期剰余金又は当期損失金		(1) リスク管理の体制	11
	(4) 出資金及び出資口数		(2) 法令遵守の体制	13
	(5) 純資産額		(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
	(6) 総資産額		(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
	(7) 貯金等残高		10 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
	(8) 貸出金残高		(1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34
	(9) 有価証券残高		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	53
	(10) 単体自己資本比率		① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
	(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額		② 危険債権に該当する貸出金	
	(12) 職員数		③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
	(13) 保有契約高		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
8	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		⑤ 正常債権に該当する貸出金	
	【主要な業務の状況を示す指標】		(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	63
	(1) 事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	56	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	51
	(2) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	57	① 有価証券	
	(3) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	57	② 金銭の信託	
	(4) 受取利息及び支払利息の増減	57	③ デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く)	
	(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	62	④ 金融等デリバティブ取引(法第10条第6項第13号に規定する金融等デリバティブ取引)	
	(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	62	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項第15号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)	
	【貯金に関する指標】		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
	(1) 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	49	(6) 貸出金償却の額	54
	(2) 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	49	(7) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	48
	【貸出金等に関する指標】			
	(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	49		
	(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	49		
	(3) 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	49		
	(4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	50		

農業協同組合法施行規則第205条（連結）

1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	86
2	組合の子会社等に関する次に掲げる事項	
	(1) 名称	表紙裏
	(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	表紙裏
	(3) 資本金又は出資金	表紙裏
	(4) 事業の内容	86
	(5) 設立年月日	表紙裏
	(6) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	表紙裏
	(7) 組合の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	表紙裏
3	直近の事業年度における組合及びその子会社等の事業の概況	86
4	直近の4連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	87
	(1) 経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
	(2) 経常利益又は経常損失	
	(3) 当期利益又は当期損失	
	(4) 純資産額	
	(5) 総資産額	
	(6) 連結自己資本比率	
5	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結注記表、連結剰余金計算書	88
6	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	99
	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
	(2) 危険債権に該当する貸出金	
	(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
	(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
	(5) 正常債権に該当する貸出金	
7	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況	101
8	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	88

ディスクロージャー誌とは...

企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

JAにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示を通じ、JAの運営の健全性をご判断いただくために、ここにディスクロージャー（経営状況の開示）いたします。

この冊子が、JAの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、みなさま方とJAとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

2025年 DISCLOSURE
令和7年7月制作
埼玉ひびきの農業協同組合
〒367-0030
埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目14番1号
お問い合わせ
TEL.0495-24-7711（代表）
Email keiri@hbki.st-ja.or.jp
ホームページ <https://ja-hibikino.jp>